

水上村議会定例会会議録

令和8年3月10日（火）開会

水上村議会

令和8年第1回水上村議会定例会会議録（第1日）

令和8年3月10日

午前10時 開 会

於 議 場

1. 議事日程

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定 |
| 日程第 3 | | 諸般の報告及び施政方針説明 |
| 日程第 4 | | 一般質問 |
| 日程第 5 | 議案第 1号 | 水上村固定資産評価審査委員会委員の選任同意について |
| 日程第 6 | 議案第 2号 | 水上村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
について |
| 日程第 7 | 議案第 3号 | 水上村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条
例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 4号 | 水上村介護保険条例の一部を改正する条例の制定につい
て |
| 日程第 9 | 議案第 5号 | 水上村公園施設条例の一部を改正する条例の制定につい
て |
| 日程第10 | 議案第 6号 | 水上村工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定
について |
| 日程第11 | 議案第 7号 | 水上村新型コロナウイルス感染症対策基金条例を廃止す
る条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第 8号 | 水上村特定乳幼児通園支援事業の運営に関する基準を定
める条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第 9号 | 財産の処分について（村有林） |
| 日程第14 | 議案第10号 | 工事請負変更契約の締結について（陸上競技場用地造成
工事1工区） |
| 日程第15 | 議案第11号 | 村道の廃止について（高城小学校線） |
| 日程第16 | 議案第12号 | 村道の廃止について（小学校神揚線） |
| 日程第17 | 議案第13号 | 村道の廃止について（覚井高城線） |
| 日程第18 | 議案第14号 | 村道の認定について（小学校神揚線） |
| 日程第19 | 議案第15号 | 村道の認定について（覚井馬場線） |
| 日程第20 | 議案第16号 | 県営農業競争力強化農地整備事業に係る分担金額の決定 |

について（諏訪溝・古屋谷溝）

- 日程第21 議案第17号 団体営農業農村整備事業（農業水路等長寿命化・防災減災型）に係る受益者負担金額の決定について
- 日程第22 議案第18号 水上村辺地総合整備計画の変更について
- 日程第23 議案第19号 水上村過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第24 議案第20号 水上村商工会員の借入資金に関する預託について
- 日程第25 議案第21号 令和7年度水上村一般会計補正予算（第9号）
- 日程第26 議案第22号 令和7年度水上村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）
- 日程第27 議案第23号 令和7年度水上村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第28 議案第24号 令和7年度水上村簡易水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第29 議案第25号 令和7年度水上村下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第30 議案第26号 令和8年度水上村一般会計予算
- 日程第31 議案第27号 令和8年度水上村国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
- 日程第32 議案第28号 令和8年度水上村国民健康保険特別会計（直診勘定）予算
- 日程第33 議案第29号 令和8年度水上村介護保険特別会計予算
- 日程第34 議案第30号 令和8年度水上村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第35 議案第31号 令和8年度水上村簡易水道事業会計予算
- 日程第36 議案第32号 令和8年度水上村下水道事業会計予算
- 日程第37 議員派遣の件について
- 日程第38 継続審査申出書について

2. 出席議員は次のとおりである（8名）

- | | |
|----------|----------|
| 1番 成尾和英君 | 2番 杉野貴文君 |
| 3番 小川恵君 | 4番 杉野久志君 |
| 5番 山崎隆浩君 | 6番 荒嶽晋君 |
| 7番 米本宗徳君 | 8番 那須良策君 |

3. 欠席議員（0名）

4. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長 江崎邦臣君 総務課課長補佐 加藤 康君

5. 地方自治法第121条第1項の規定により事件説明のため出席した者の職氏名（9名）

村 長	中 嶽 弘 継 君	教 育 長	原 崇 君
総 務 課 長	田 代 浩 章 君	会 計 管 理 者	堤 田 江美子 君
保健福祉課長	西 本 克 幸 君	税務住民課長	堤 田 江美子 君
産業振興課長	田 代 浩 幸 君	建 設 課 長	信 國 俊 輔 君
教 育 課 長	幸 野 一 樹 君	地方創生推進課長補佐	那 須 裕 平 君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（那須良策君） おはようございます。

全員おそろいでございます。令和8年第1回水上村議会定例会を開会します。

これより会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（那須良策君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、小川恵さん、4番、杉野久志君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（那須良策君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。会期につきましては、去る3月2日、議会運営委員会が開かれました。委員会の意向としましては、10日から18日までの9日間としたいという意向でございました。したがって、本日より9日間と決定したいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

会期は、本日より9日間と決定いたしました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告及び施政方針説明

○議長（那須良策君） 日程第3 諸般の報告及び施政方針説明を行います。

まず、私から報告を申し上げます。

去る2月20日、熊本テルサにおいて第76回熊本県町村議会議長会定期総会が開催されました。本総会では、令和6年度の歳入歳出決算認定、令和8年度の予算審議が主なものであり、いずれも全会一致で承認、議決されました。

議案では、要望書も議決されております。県議長会からは、「災害からの復旧・復興と防災・減災対策の確立を求める要望」「議員のなり手不足対策及び議会への多様な人材の参画に関する要望」の2点、球磨郡からは、「球磨地域公共交通網の整備促進について」「球磨川における抜本的な治水対策の促進について」「雇用対策について」「豪雨災害等から国土を守る治山事業及び森林整備の強化について」の4点が盛り込まれております。

私たち議会としては、これらの要望に対し、早期着手、早期回復を図っていただ

くよう繰り返し要望していくことが重要でございます。議員各位におかれましては、共通認識を持つためにも、後ほど事務局で資料等を御確認いただきたいと思っております。

また、本総会で示されました来年度の県議長会及び全国議長会研修等の予定表を資料配付しておりますので、該当する研修等につきましては、議員各位、スケジュールの調整をお願いいたします。

さて、本日は、第1回定例会の告示がなされましたが、公私ともに御多忙の中、全員御出席いただき誠にありがとうございます。

本定例会では、令和8年度予算案を主体とする議案をはじめ、32の議案がございます。新年度の一般会計予算案については、令和7年度に引き続き60億円を超えており、その内容も多種多様でございます。後もって予算編成に対する具体的な説明を受けながら審議をいただくこととしておりますが、議員各位、慎重に御審議いただきますようお願いいたします。私からの報告を終わります。

次に、水上村長より諸般の報告及び施政方針説明の申し出があります。これを許します。

中嶽村長。

○村長（中嶽弘継君） 皆様、おはようございます。

本日は、令和8年第1回水上村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては時節柄大変お忙しい中に全員の御出席を賜りまして、議案の御審議をいただきますことに、心より感謝を申し上げます。

それでは、ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、諸般の報告を2件申し上げます。引き続き、令和8年度の施政方針及び当初予算編成方針について御説明を申し上げます。

まずは水上村事業承継連携支援に関する協定締結式について御報告をいたします。諸般の報告資料2ページを御覧いただければと思います。

去る2月4日、本村役場におきまして、水上村、水上村商工会、株式会社日本政策金融公庫八代支店、熊本県商工会連合会の4団体において、私と山崎商工会長、それから、日本政策金融公庫の三宅八代支店長、それから、熊本県商工会連合会の浦田専務理事の4名に、熊本県球磨地域振興局の田口局長を立会人として事業承継連携支援に関する協定を締結いたしました。

本協定は、村内の中小企業、小規模事業者の事業承継に関する支援を通して世代を超えて持続的に発展していく事業所を増やすことで地域における経済活動や雇用の維持拡大、そして、地域経済の活性に寄与することを目的に行ったものでございます。今後、事業承継の啓発や支援、承継後のフォローアップに取り組んでまいりたいと思っております。

2件目でございますが、球磨郡町村会による令和8年度管内主軸事業要望について御報告いたします。

去る2月9日から10日にかけて上京し、金子恭之国土交通大臣及び国土交通省幹部、地元選出の国会議員事務所を回って要望を行って帰ってまいりました。要旨は、道路事業の整備促進と球磨川における抜本的な治水対策の促進でございます。本村に関する事業につきましては、一般県道五木湯前線、並びに一般県道上椎葉湯前線の社会資本整備総合交付金、それから村道石舟五本松線の社会資本整備総合交付金、それから、村道橋梁の長寿命化修繕に係る道路メンテナンス事業補助金について要望を申し上げたことを御報告いたします。

また、2月17日から18日にかけて実施いたしました本村の地域振興に関する金子恭之国土交通大臣への水上村議会と水上村の合同要望につきましては、全議員の皆様方の御参加をいただきまして、無事終了しましたこと、大変お世話になりました。金子大臣と国土交通省幹部の皆様にも水上村の切実なる声が届き、適切な予算配分に繋がるものと存じます。この場をお借りいたしまして村議会議員の皆様には厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

以上、諸般の報告を終わります。

続きまして、令和8年度の施政方針及び当初予算編成方針について御説明を申し上げます。

右肩番号で④というのがございまして、施政方針があると思いますので、そちらのほうを御覧いただければと思っております。

本日、令和8年第1回水上村議会定例会の開会にあたり、新しい年度に臨む所信の一端を述べますとともに、諸政策及び令和8年度予算の概要について御説明し、議員の皆様並びに村民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

本年2月の内閣府月例経済報告では、「景気は、米国の通商政策の影響が残るものの、緩やかに回復している。」とされ、「先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待される。ただし、今後の物価動向や米国の通商政策をめぐる動向などの景気を下押しするリスクに留意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある。」とされております。

国の地方財政対策では、物価高の中で、経済・物価動向等を適切に反映するとともに、社会保障関係費や人件費、いわゆる教育無償化に係る地方負担の増等を歳出に計上。地方団体が様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、地方交付税等の一般財源総額について、水準超経費を除く交付団体ベースで前年度を3.7兆円上回る67.5兆円が確保されております。

また、地方交付税総額については、前年度を1.2兆円上回る20.2兆円を確保し、8年連続の増額で、20兆円を超えるのは平成13年以来25年ぶりとなります。引き続き、臨時財政対策債の発行額はゼロとし、交付税特別会計借入金の残高縮減を進めるなど、地方財政の健全化が図られております。

本村の財政状況につきましては、健全性を維持しているものの、社会保障関連経費の増加傾向が続くことに加えて、物価高騰による物件費や工事請負費の増加が見込まれる中で、村民生活に直結する重要な事業については、積極的かつ効果的に進めていかなければなりません。

令和8年度は「過疎地域持続的発展計画」後期5年がスタートします。初年度は、スポーツ環境整備事業で400メートルトラック競技場の本体整備工事がいよいよ始まり、総事業費も14億円を超える昨年度に続く巨大プロジェクトとなります。また、企業会計では、湯山地区簡易水道整備事業なども計画しており、最優先課題である令和2年7月豪雨災害、令和4年台風14号災害からの復旧・復興、そして、地方創生、少子化対策、農林水産業、商工業の振興対策等、引き続き、しっかりと取り組んでまいります。

令和8年度の当初予算は、一般会計60億5,400万円、特別会計、総額で7億8,610万円、内訳といたしまして、国民健康保険特別会計（事業勘定）2億7,300万円、国民健康保険特別会計（直診勘定）970万円、介護保険特別会計4億4,950万円、後期高齢者医療特別会計5,390万円、公営企業会計で予算規模といたしまして、総額5億2,859万円、内訳といたしまして、簡易水道事業会計3億1,234万円、下水道事業会計2億1,625万円、総額で73億6,869万円といたしました。

一般会計予算の総額は、対前年より2,600万円、比率にして0.43%の減額となりました。これは災害復旧事業費での3億3,250万円の減、スポーツ環境整備事業費で1億470万円の増、さらに、ふるさと寄附金において1億円増の6億円を見込むことによる積立金と関係経費の増が主な要因でございます。

特別会計4会計につきましては、総額で7億8,610万円、前年度に比して1,960万円、2.56%増で予算計上いたしております。

公営企業会計では、簡易水道事業会計において、対前年より1億4,524万円、比率にして86.92%の増額となっておりますが、湯山地区の簡易水道建設費1億4,850万円の増によるものでございます。

下水道事業会計においては、対前年より4,148万円、比率にして16.1%の減となっておりますが、湯山地区農業集落排水管路布設事業3,450万円の減によるものでございます。

一般会計の歳入予算の構成比率につきましては、地方交付税 25.15%、国庫支出金 22.20%、村債 14.64%、村税などの自主財源は 32.71%となっております。

一方、歳出予算の構成比率でございますが、総務費 49.53%、民生費 9.03%。公債費が 7.87%の順となっております。

次に、各課の主な予算について申し上げます。

まず、総務課関係でございますが、国が示す自治体DX推進計画に基づき、基幹系システム16業務の標準化を、令和7年度を目途に進めてまいりましたが、ベンダーにおいて、多数の自治体を同時並行で対応している関係から負荷が増大となり、対応が困難な状況となっております。このため、令和8年度へ予算組替えを行い、年度内に速やかに移行できるように引き続き、所管課と連携をしながら取り組んでまいります。

情報無線管理費におきましては、県道五木湯前線道路改良工事に伴い、川内五本松でございます拡声子局の移設が必要となりますことから、本村において、移設場所の調査及び移設工事に係る経費を予算計上し、工事完了後、熊本県より補償費として受け入れる予定でございます。

また、消防団においては、年々団員の減少が顕著となっており、令和7年度で機能別消防団員を含めた団員数が 119名と、この10年間で 46名も減少しております。このため、4月から、団員の定員を 200名から 160名に変更し、これまで 2分団 14班体制から、2分団 5部体制に組織再編を行い、引き続き、団員はもとより、機能別消防団員への加入促進、自主防災組織の育成・強化を図りながら消防力の維持に努めてまいります。

今定例会には、団員定員を変更する条例改正案を上程することとしておりますので、御審議方よろしくお願いたします。

次に、保健福祉課関係について申し上げます。

民生費では、地域共生社会の実現を目指すための「地域福祉計画」及び「子ども・子育て支援事業計画」に沿って、令和7年度から5か年間の事業に取り組んでおり、これに加え、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」や「障がい者計画」等に基づき、社会福祉協議会や民間事業所、医療機関などと連携を図りながら、福祉の増進に努め、引き続き「元気で輝くみずかみ」、「元気で笑顔あふれるみずかみ」を目指してまいります。

高齢者関係では、令和8年度が第10期となる5か年間の高齢者に関する各種施策の基本方針及び具体的な事業展開を図るための「高齢者福祉計画」と、介護保険制度運営の基本方針となる各種サービスの目標量等を見込む「介護保険事業計画」

の策定の年となるため、所要の予算を計上し、高齢者に関する保健、医療、福祉施策を総合的に勘案し策定にあたってまいります。

高齢化の進展に伴い、介護認定者は横ばい状況にあります、高齢になっても健康で自立した生活を続けてもらうため、「住民主体による通いの場」への支援の継続と、社会福祉協議会による「ふれあい会」などと連携した活動を推進するとともに、「介護予防・日常生活支援総合事業」や「元気くらぶ」、「元気が出る学校」など、引き続き介護予防を推進するための予算を計上し、令和8年度の新規事業としまして、旧湯山小学校において住民体力測定会を実施し、多様なサービスを充実させていくことで、効果的かつ効率的な支援を行い、健康寿命の延伸に努めてまいります。

また、令和7年度から開始しました、老齢基礎年金収入のみで生活をされておられる非課税の高齢者に対し、物価高騰による家計負担を少しでも軽減するため、高齢者生活支援給付事業を実施してまいります。

高齢者等の緊急時対策として、看護師による定期的な安否確認などを行う「高齢者安心ネットワークシステム」において、緊急通報のほか、室内温度と人の動きを感知する機能を備えたシステムに更新し、また認知症対策としての「おかえりシール」、緊急時に迅速な救命活動が行える「命のボタン」等の活用も進めながら、見守り体制の充実を図り、新規に補聴器の購入補助を予算計上しながら、高齢者福祉の増進に努めてまいります。

さらに、熊本保健科学大学との包括連携協定に伴う事業として、認知症の当事者やその家族、地域住民が気軽に集う場としての「認知症カフェ」の運営、令和5年度と令和7年度に発足したコミュニティシェッドを通じた男性の社会的孤立・孤独を防ぐ活動の支援にも継続して取り組んでまいります。

今後も、要介護状態となっても住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供できる「地域包括ケアシステム」の構築を進めてまいります。

児童福祉関係では、令和8年度の保育所入所予定者は、岩野保育所22名、湯山保育所16名、広域入所6名で、合計44名となります。保育所運営に加え、球磨郡公立多良木病院に委託しております病児病後児保育事業「ほっと館」や保健センターで行っております「子育て支援センターさくらっ子」につきましても、保護者の幼児教育の場として、引き続き質の高い保育の提供に努め、併せて、母子手帳アプリ「みずかみさくらっこ」を利用しながら、乳幼児の予防接種等の管理を行っていただき、村からのタイムリーな情報の発信にも努めてまいります。

また、国の方針によります「子ども誰での通園制度」では、6か月から3歳未満で保育所等に通っていない子どもを育てる家庭が、国が示す月10時間までの利用

枠の中で、就労時間を問わずに時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度を設けることとしております。

子育て支援として、水上村に住む若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえ、若い世代のニーズを実現するため、保育料の完全無償化及び出産祝金を継続し、安心して結婚・出産・子育てのしやすい社会環境の充実に努めてまいります。また、ひとり親家庭の医療費の全額助成や、妊婦のための支援給付事業などにより、引き続き経済的支援を実施してまいります。

次に、衛生費でございますが、保健衛生関係では、令和6年度から実施しております集団検診等における基本健診や各種がん検診の個人負担の無償化を継続するとともに、人間ドック補助金では、国保加入者と後期高齢者に係る補助限度額を撤廃することにより受診率を高め、早期発見、早期治療を促します。このほか、保健師による保健指導や、各種予防接種により、感染防止と重症化防止に努めてまいります。

健康長寿の最大の阻害要因となる生活習慣病については、子どもの頃からの予防が大切なことから、引き続き水上学園後期課程を対象とした思春期健康診査を実施し、子ども自ら生活習慣病予防の大切さを理解させ、正しい生活習慣を身につけさせる取組を行ってまいります。

また、多胎妊娠など高度医療が必要な妊産婦の受診に伴う交通費を助成することにより、周産期の経済的負担を軽減し、併せまして、不妊治療を希望される夫婦に対して引き続き治療費の補助と交通費を助成し、妊娠・出産を希望される方の支援に努めてまいります。

国民健康保険特別会計では、令和8年度から新たに子ども・子育て支援納付金分を賦課することとなります。また、先に示されました熊本県国民健康保険運営方針では、令和8年度までに国民健康保険税の算定方式を熊本県下で統一し、令和12年度を目途に保険料率の完全統一を目指すこととなっております。本村におきましても、保険料率の統一に向けた動きを注視しつつ、令和9年度からの算定方式の統一に向け、現在の課税方式を医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の3つの賦課区分に対しまして、所得割、均等割、平等割の3方式で算定しておりますが、令和8年度から県の運営方針に合わせまして、介護納付金分の平等割を均等割に割り振った賦課方式に変更することとしております。

介護保険特別会計では、令和9年度からの第10期事業計画策定に向けた介護予防・日常生活圏域ニーズ調査に取り組むこととしており、今後も高齢者の自立支援と重症化防止、介護給付費の適正化に努めてまいります。また、熊本保健科学大学との包括連携共励による取組として、専門講師の指導のもと介護予防活動に継続し

て取り組んでまいります。

次に、税務住民課関係について申し上げます。

令和8年度税制改正大綱には昨今の物価高への対応の観点から、物価上昇に連動して基礎控除額を引き上げる仕組みのほか、中低所得者に配慮しつつ、所得税の課税最低限を178万円まで特例的に引き上げるなど、「強い経済」の実現に向けた税制措置が示されております。このような改正案の措置が織り込まれた総務省の地方税及び地方譲与税収入見込額と、前年度までの収入実績を反映し、令和8年度当初予算を計上しております。

村税につきましては、前年度に比して4,330万円の減額、約1.8%の微減の計上となっております。固定資産税の国有資産等所在市町村交付金である市房ダム及び笠振発電所施設の資産評価額減によるものや、環境性能割交付金において、自動車税等の環境性能割の廃止が主な要因でございます。

利子割交付金等の各交付金についても、同じく総務省が示している市町村交付金交付基準に基づきそれぞれ計上、森林環境譲与税については、昨年度より当初予算ベースで253万2,000円の減収を見込んでおります。

村税等の徴収に関しては、それぞれ住民の経済状況により納付が滞る方もおられますが、納税の公平性を保つため、納付誓約による滞納整理や処分の実施などで、引き続き滞納額の圧縮に努めてまいります。

現在、政府では令和8年度税制改正の大綱に沿って、地方税制に関する所要の法令案が準備されていますが、水上村税条例の一部を改正する条例につきましては、今後、国の動きを注視しながら必要に応じて専決処分をお願いいたします。

次に、産業振興課関係について申し上げます。

まず、村有林管理でございますが、伐採、植栽、育林という適正かつ効果的な村有林の管理に努めているところであり、伐期を迎えている山林については順次伐採し、計画的な施業による森林管理を進めてまいります。また、熊本県や森林整備センターといった関係機関との協議により、必要な財源確保にも努めてまいります。

農業全般においては、令和7年産米が過去最高水準の生産者価格を記録しましたが、令和8年に入り消費者価格が下落傾向にあり、市場情勢や国の対策等含めて、情報を得ながら、本村の現状に沿った支援に取り組んでまいります。

農業委員会につきましては、農業委員と農地利用最適化推進員が本年7月に任期満了を迎えます。6月定例会において農業委員会委員の選任同意案を上程することとしており、新たな体制となりましても委員の連携のもと、担い手への農地集積を進め、農用地の適正管理に努めてまいります。

農業振興においては、令和7年度から産業振興施設等整備事業を実施しており、

機械等の導入支援を引き続き行うとともに、本村農業の維持、担い手の確保といった施策に取り組んでまいります。

経営所得安定対策事業では、選ばれる米産地となるため熊本県から提示される目標数量を参考に、生産者へ作付け目標を提示し、適正な生産と食味の向上を産業推進機構と連携し実施してまいります。

農業後継者対策事業では、新規就農者の支援・育成に取り組み、国の交付金の活用や村単独の担い手支援事業により後継者の育成に取り組みます。

農地保全においても、第6期目の中山間地域等直接支払制度や多面的機能直接支援対策、環境保全型農業直接支援対策への取組を継続しながら、農地維持活動及び農業集落活動を推進してまいります。

旧岩野小学校利活用事業については、株式会社ハンモ水上による水耕栽培がいよいよ4月から開始され、期待をしているところであります。連携を取りながら利活用を進めてまいります。

畜産振興対策では、子牛価格が戻りつつある中、令和6年度に熊本県畜産農業協同組合へ合併し、生産者を取り巻く環境が変化しています。各町村で実施しておりました品評会がなくなるため、令和8年度からは、水上村畜産振興協会の新たな取組である「飼養技術勉強会」を支援することとしています。また、現在実施しております家畜導入事業による、優良繁殖牛の導入促進や、自家保留による更新及び増頭を行うなど、畜産農家の経営支援を継続し、令和9年度から計画されております、熊本県畜産農業協同組合の球磨市場の統合について、セリ市の対応など情報を共有しながら進めてまいります。

農業農村整備事業では、県営で実施中の岩野地区農業用排水路整備と圃場整備事業について、依然として入札不調が続き、施工方法等の協議を行いながら工事が進みますよう県に働きかけるとともに、湯山地区においても、早期の着工に向け県と協議を進めてまいります。

林業振興では、林業従事者の育成や、全国的な課題でもある鳥獣被害防止緊急捕獲対策を継続し、森林の保全と国県の補助を活用した間伐事業を推進し、林業、木材産業の活性化を図ってまいります。

森林環境推進事業につきましては、森林環境税を財源とします森林環境譲与税を活用し、村内の木材業者認定事業体において実施される私有林の間伐事業や作業道開設事業への支援を実施し、森林適正管理事業においては、森林管理の村への委託希望により、村で管理することとなる個人所有の森林2か所の整備に着手する計画です。また、森林監視員による村有林も含めた監視を行い、適正な管理と今後の施業について検討してまいります。

商工振興対策では、本年度も産業振興施設等整備事業により事業者の施設整備を支援してまいりますとともに、商工会への助成、商品券プレミアム分の助成については、物価高騰に鑑みプレミアム率30%にして継続し、関係機関と連携した支援に努め、また、本年2月に締結しました「水上村事業承継連携支援に関する協定」や村単独の担い手支援事業により、後継者対策を実施いたします。

観光推進事業では、ふるさと通信などの情報発信に努め、観光物産展での農産物販売及び知名度の向上を図ります。スポーツ推進事業や水上ツーリズム事業とともに関係人口の創出に努めてまいります。

桜の里事業費では、村内公園施設の適正な維持管理と桜の伐採、改植による桜の管理を進めてまいります。

続きまして、建設課関係について御説明申し上げます。

令和2年7月豪雨及び令和4年台風14号の発災以降、災害からの復旧復興を優先的に取り組んでまいりましたが、災害復旧事業も、公共土木施設につきましても、熊本県による権限代行事業の「村道古屋敷柳平線、村道白蔵線」、林道施設につきましても、奥地の「林道梅木鶴線」を除く事業につきましても、令和8年度において発注できる見通しとなりましたので、通常の道路改良、橋梁維持、舗装事業のほか、住宅費等につきましても昨年度より事業を拡大した予算を計上いたしております。

環境衛生費につきましても、下水道処理区域外を対象とします合併処理浄化槽設置に対する整備補助金、施設の適正な維持管理を推進するための維持管理補助金を計上し、さらなる地域環境の保全を推進してまいります。

林道維持管理費につきましても、村の基幹産業であります林業の振興を図るため、インフラの基盤であります村内27路線の林道を維持管理するための維持修繕費を計上しております。

土木費関係につきましても、住民生活に直結する路線の整備を基本に事業を推進することとし、村道186路線の維持管理のための道路修繕費の予算を計上しております。

道路橋梁費につきましても、村で管理いたします橋梁の定期点検業務委託料を計上し、車両及び歩行者の安全な交通環境の確保を図ることとしております。

道路新設改良費につきましても、令和元年に着手しました岩野地区「村道石舟五本松線」の最終年度となり、令和8年度には無反野橋前後の道路改良工事に合わせて全面舗装を行うこととしております。また、全線開通に併せ、完成式典開催のための予算も計上しております。

道路舗装費につきましても、国の社会資本整備総合交付金等を活用しながら4路線の舗装工事を行い、生活の基盤となる道路整備を図ることとしております。

住宅費につきましては、住宅長寿命化計画により2団地3棟の外壁改修工事に向けた設計業務を計上し、公営住宅の長寿命化を図ることとしております。

また、経年劣化により老朽化した住宅についても引き続き、適切な修繕と住環境の整備を行い、今後も適正な村営住宅の維持に努めてまいりたいと考えております。

定住促進事業につきましては、定住促進と若い世代が水上村に残るための取組として、単身向け住宅建設に向けた造成地整備のため測量設計業務委託と住宅建設設計3戸の予算を計上し、令和9年度の完成を予定をしております。

災害復旧費につきましては、令和2年7月豪雨、令和4年台風14号、令和6年台風10号や9月豪雨により被害を受けた林道施設、公共土木施設の復旧を令和7年度からの繰越予算と合わせて事業進捗を図ることとしております。

林道施設災害につきましては、令和2年7月豪雨により被害を受けた3路線6か所、令和4年台風14号により被害を受けた1路線4か所、令和6年台風10号、9月豪雨により被害を受けた1路線2か所の復旧に取り組み、公共土木施設災害につきましては、令和6年度に被災した祓川の河川災害復旧工事に着手することとしております。

次に、公営企業会計でございます。

まず、簡易水道事業につきましては、村で管理します簡易水道施設7か所の維持管理に努め、住民生活に欠かせない安心・安全な水道水の安定供給に努めてまいります。

湯山地区におきましては、昭和57年の整備から44年が経過し、浄水場の老朽化や管路破損による漏水に加え、大雨の際の濁りや濁水による水不足など、供給に支障を来している状況にございましたが、濁りがなく、安定した水量、水質の水源が確認できたため、令和8年度から湯山地区と高澄・本野地区を統合した新たな湯山地区の簡易水道施設の全面改修へ向け年次計画により取り組むこととしております。

次に、下水道事業につきましては、住民生活に支障を来さないように施設の維持管理を行い、施設の突発的な故障に対応するための修繕費を計上し、維持管理に努め、施設の健全な維持管理体制を図ってまいります。

また、湯山地区の汚水処理につきましては、令和7年度において汚水管渠を湯山橋から桜大橋への代替ルート工事が完了し、令和8年度においては本野地区を湯山地区へ統合する最終年度の工事請負費を予算化し、将来的な維持管理コストの削減を図ることといたしております。

下水道・集落排水の接続状況は、直接的に公営企業会計の運営に影響を及ぼすことや、生活環境の改善、河川など水質改善のためにも、今後も未接続の世帯に対し

ましては、加入促進の啓発に努めてまいります。

次に、地方創生推進課関係について御説明申し上げます。

地方創生推進課では、「第3期水上村まち・ひと・しごと創生総合戦略」の柱である「雇用の創出」、「交流人口の拡大や定住促進」、「子育てや働きやすい環境整備」、「時代にあった地域の創造」などさらなる充実・強化に向けて、これまでの地方創生を止めることなく進め、さらには、地方創生推進アドバイザーの原晋氏、プーマジャパン株式会社、熊本保健科学大学などとの官民学連携を強化しながら、情報の提供、支援、提言等をいただき、村を全国的に広く発信し、切れ目ない取組を加速させてまいります。

ふるさと寄附金事業では、返礼品提供事業者との連携のもと、引き続き返礼品の取扱いを充実させることで寄附の窓口を広げ、これまで展開してきたポータルサイトを最大限に活用して本村の魅力発信に取り組み、認知度向上、地場製品の消費拡大に繋げつつ、さらなる財源の確保に努めてまいります。

地域振興支援事業では、祭りなどを通じて、地域内の活性化を図る行政区や団体に支援を継続し、村内におけるコミュニティを醸成してまいります。

移住定住関係では、移住、定住に向けての「お試し住宅」の活用を図り、空き家については、空き家バンクをホームページ上で充実させ、移住を促します。また、村内に2か所ありますサテライトオフィスについては、施設の様々な用途を検討し進出を促し、熊本県と共同した人材不足の解消を図るための移住支援金を継続してまいります。

クロスカンントリー事業では、スカイヴィレッジを利用した、高校、大学、実業団の陸上競技合宿誘致について継続し、利用者、宿泊者数のさらなる増加に努めてまいります。生涯スポーツ推進事業では、生涯スポーツ施設「サクラヴィレッジ」を村民や合宿客に利用していただき、特に村民の健康増進、健康寿命の延伸に努めてまいります。さらには、各種大会での奥球磨駅伝大会、球磨川復興トレイルラン、マウンテンスポーツの開催など、隣接町村と連携しつつ、楽しめるスポーツを提供し、交流人口、関係人口創出と経済への波及に努めてまいります。

陸上競技場整備につきましては、令和7年度より造成工事に着手し、順調に工事が進んでおり、令和8年度から陸上競技場整備工事に着手する予定としております。

また、旧湯山小学校につきましても、健康をテーマとした3つの柱「スポーツサイエンス事業」、「食育事業」、「健康睡眠事業」を実施できる施設として、令和8年8月のオープンを目指し事業を進めてまいります。

産業推進機構事業では、継続した生産現場の強化や各種講習会、新たな特産品開発のための資源の発掘、開発、クロスカンントリー事業との事業間連携などを通じて、

地域外からの所得を獲得し、さらに地域内で循環させる仕組みを構築のうえ、生産者への所得、意欲向上による村内産業の活性化を引き続き図ってまいります。

水上ツーリズム推進事業では、各種イベントにより、村内関係団体が一体となった事業の展開を図るとともに、株式会社みずかみ等が行う観光業務に対する支援を目的とした観光振興助成金の交付、また合宿客向けの宿泊補助を継続し、交流人口、関係人口創出と経済への波及に努めてまいります。

結婚対策推進事業では、婚活の取組としまして、実績のあるコーディネーターの監修によるイベント開催などを通じ、村への移住促進、高齢化率の抑制、村のPRに努めてまいります。

観光施設管理事業では、市房山キャンプ場がグランドオープンから3年目を迎えます。今後さらなる観光客の獲得や関係人口の創出を図り、水上村の地方創生に資する施設となるよう指定管理者と連携を取り努めてまいります。

教育関係につきましては、原教育長から説明することといたします。

本定例会には、固定資産評価審査委員会委員の選任同意、条例の一部改正5件、廃止1件及び新規制定1件、財産の処分、工事請負変更契約、村道の廃止2件及び認定3件、県営農業競争力強化農地整備事業及び団体営農業農村整備事業に係る分担金額の決定、水上村辺地計画の変更、水上村過疎計画の策定、商工会員の借入資金の預託、令和7年度一般会計及び特別会計、企業会計補正予算5件、令和8年度一般会計及び特別会計、企業会計当初予算7件の32議案を御提案いたしておりますので、慎重御審議を賜り御可決、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。令和8年度施政方針及び当初予算編成方針の説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（那須良策君） 中嶽村長の諸般の報告及び施政方針説明を終わります。

続いて、水上村教育長より教育方針説明の申し出があります。これを許します。
原教育長。

○教育長（原 崇君） では、おはようございます。

議長より発言のお許しをいただきましたので、令和8年第1回水上村議会定例会にあたり、令和8年度の教育行政方針並びに予算編成について述べさせていただきます。

議員の皆様におかれましては、かねてより本村児童生徒の教育環境づくり、社会教育・社会体育及び地域文化の振興などへの深い御理解と御支援を頂戴しておりますことに心から感謝申し上げます。

さて、現在、世界の教育は予測困難な社会において、自律的に人生を切り拓く力を育む「ウェルビーイング」の実現へと大きく舵を切っております。OECDが提

唱する「学びの羅針盤2030」では、単なる知識の習得にとどまらず、主体性を持ち、多様な他者と協働しながら、個人と社会全体の幸福を創造できる人材の育成を掲げています。この流れは、持続可能な開発目標の達成やAIとの共生社会を見据えた、世界共通の喫緊の課題となっております。こうした国際的な潮流を受け、我が国においても令和5年に閣議決定された「第4期教育振興基本計画」において、教育を通じたウェルビーイングの向上が最重要指針として定められました。具体的には、「令和の日本型学校教育」の構築を目指し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を急いでいます。これは、児童生徒一人一人の資質・能力の特性に応じた学びを提供しつつ、多様な他者と共に高め合う学習環境をGIGAスクール構想で整備された1人1台端末などのICTを最大限に活用して実現しようとするものです。

一方で、解決すべき課題も深刻化しています。急激な少子高齢化と人口減少に伴う学校の小規模化、不登校児童生徒の増加、複雑化する家庭環境への対応、教職員不足と働き方改革の両立、そして部活動の地域展開など、学校現場は多角的な困難に直面しています。これらの教育には、学校の中だけで完結するのではなく、地域社会全体が「学びの場」となり、学校・家庭・地域・行政が一体となって子どもたちを支える「コミュニティ・スクール」としての機能強化がこれまで以上に求められています。

本村においても、こうした流れを確実に捉え、水上村ならではの豊かな自然や伝統という教育資源を活かしつつ、次世代を担う子どもたちが、これからの時代をたくましく、そして心豊かに生き抜いていくための教育環境づくりを推進してまいります。

具体的には、令和7年3月に策定された第6次水上村総合計画第1基本計画、第5章「ふるさとに親しみ、よりよい未来を拓く人づくり」及び第4期熊本県教育振興基本計画をもとに、本村の教育振興基本計画に沿って取り組んでまいります。

それでは、基本的な方針及び主な施策について、学校教育、社会教育、地域文化の振興、人権教育の4点に分けて述べていきたいと存じます。

学校教育につきましては、知、徳・体のバランスの取れた「生きる力」をはぐくむことはもちろん、自らの課題に対し自分で考え最適解を求め続けることができる自立した児童生徒の育成に努めます。基礎・基本を身につけ、自ら探求する授業や、人のことを思いやりよりよい判断ができる道徳教育をはじめとする心の教育、健康で健やかな身体を育むことが重要です。子どもたちが、自分の将来に夢や希望をもち、自らの学びを調整し、よりよい未来を拓くことができるよう学園の教育活動をさらに充実させます。

はじめに学校の状況について申し上げます。令和7年度は138名の子どもたちが在籍しておりました。

令和8年度は135名の子どもたちが在籍の予定です。次の表にあるとおり通常学級は、9学級128人です。知的障がい学級は前期課程1人、後期課程1人の2人で2学級、情緒障がい学級は前期課程4人、後期課程1人の5人で2学級です。通常学級及び特別支援学級合わせて13学級、全校児童生徒は135人となります。

教職員については、県費職員が校長1人、副校長1人、教頭2人、教諭・講師19人、養護教諭2人、栄養教諭1人、事務職員2人、教員業務支援員1人の合計29人、村費職員は、特別支援教育支援員7人、内1人は学校図書館司書を兼務、学校用務員1人の合計37人を予定しています。

学園における教育活動について申し上げます。開校宣言の3つの柱。水上村の人・事・物の良さを理解する「ふるさと学習」、これからの国際社会を生き抜くための「英語教育」、情報化社会に対応するための「情報教育」については、今後もそのさらなる充実に努めてまいります。

豊かな心の育成につきましては、9年間を見通した切れ目ない関わりをとおして、安心して過ごせる教育環境のもとで、道徳の授業を核とした心の教育を全教育活動で進めます。また、地域での農林業職業体験、宿泊登校、集団宿泊、修学旅行、タイムトンネルなど豊かな体験に根差した情操教育を進めます。

確かな学力の育成につきましては、「誰一人取り残さない学びの保障」と「個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実」の実践に努めます。また、「正解主義」への偏りから脱却し、納得と理解に根差した授業改善をさらに進めます。また、令和7年度は、前期課程で教科担任制を6年生の8教科、5年生の6教科まで進めることができました。今後も専門的な授業を提供できるよう拡大に努めます。

健やかな体の育成につきましては、基本的な生活習慣の確立を土台に、規則正しい生活や健康安全に留意した過ごし方を習得できるよう取り組みます。また、体育の授業やスポーツ活動をとおして心身ともにたくましい児童生徒の育成に努めます。

開校から4年目を迎える水上学園では、義務教育学校ならではの9か年連続した教育をさらに充実させ、異学年交流や安心・安全な環境を整え、子どもたちの実りある学びにつなげます。

教育環境の整備について申し上げます。子どもたちの家庭学習の支援としてSAKURA未来塾を開講しております。この塾はオンライン家庭教師が子どもたちの家庭学習を支援するものです。本村は、塾に通うには時間的なハンディがあり、経済的負担も増えます。この制度は、学びたい子が学べる環境をつくるものであり、地域間の教育格差をなくすうえでも重要だと考えています。加えて、家庭のネット

環境を補完するモバイルルーターの貸し出しや通信料の補助等の支援も続けたいと考えています。

また、英語・漢字の語学検定には受験料の補助をお願いしております。英語検定は現在11人が3級以上を取得しており、漢字検定についても、10月の検定15人の合格者が出ています。

加えて、学園では海外の講師と直接話す「オンライン英会話」を実施しており、来年度は前期課程が年8回、後期課程が4回を予定しています。ネイティブ講師との1対1の会話は、生きた英語を学ぶ貴重な機会となっております。また、本年度行ったAIアプリを活用した英語授業は、子どもたちの反応も良く次年度も継続して活用したいと考えています。AIで学んだ英語をオンライン英会話で実際に活用する流れで、英語力のさらなる向上に努めたいと考えています。

同じく英語教育に関しまして、昨年度から海外ホームステイ事業に代えて国内で語学研修を行っております。昨年度は4名の生徒が参加し、その感想文が広報にも掲載されました。本年度も継続し、今後発展的な取組にしていきたいと考えています。

読書活動については、本年度は図書購入費を増額して計上しております。地域の皆様の御協力で、学園では定期的に読み聞かせが行われておりますし、先生方も読書の大切さを指導いただいております。新しい本はそれだけでも読書意欲を向上させますのでよろしく申し上げます。

次に、学園の人的整備について申し上げます。特別支援教育支援員は会計年度任用職員として1名増の7名の配置をお願いします。文部科学省の調査研究では、通常学級に在籍する子の約9%が何らかの発達障害を持っている可能性が指摘されております。学習障害や注意欠陥多動症など様々な課題を抱えた児童生徒の学習支援、生活支援のほか、特別支援学級においても特段の配慮を要する児童生徒が在籍する場合、その支援も担っています。これまで以上にきめ細かに子どもたちを支援する必要があると考えています。また、支援員の先生方は、わんぱくキッズ塾の見守りもお願いしております。急な対応にも人員が必要になります。議員の皆様の御理解をよろしく申し上げます。加えて、ALTは、本村在住の英語圏出身の方に引き続き御指導いただく予定です。現職ALTの継続をお願いします。

同じく、会計年度任用職員として学校用務員の配置をお願いします。学校用務員は、文書の受け渡し、学園内外の管理清掃など、学校の環境整備に大きく役立っております。スクールバス運転手につきましては、正職員2名、会計年度任用職員として3名の配置をお願いします。学園では全児童生徒の約94%がスクールバスでの通学となっております。スクールバス運転手は、安全運行はもとより、積雪や大

雨の際の事前の道路点検など必要不可欠な職です。突然の体調不良や特別な事情などにも対応できるよう引き続き配置をよろしく願います。

I C T支援員につきましては、本年度、新しくタブレットが準備され、校外学習での写真撮影やデータの作成、Q Rコードによる参考資料の閲覧など様々な使い方に広がっています。しかし、I T機器の不具合への対応や様々な設定には専門的な知識が必要です。令和8年度もI C T支援員の配置が必要と考えています。

スクールソーシャルワーカーの配置につきましては、今年度も月に1回の割合で学園に来ていただき、いじめや不登校を始め課題を抱える児童生徒やその保護者の相談を受けていただいたり、子どもたちの様子を見て気になる子について助言をいただいたりしています。

学校運営協議会につきましては、令和7年度はこれまでに4回実施され、学校の経営方針について承認いただいたり、授業を参観いただいたり、学校の抱える諸課題について協議いただいたりしてありまして、地域の方々と意見を交えるよい機会になっています。

また、学園の様々な体験活動には地域の方々に多くの御協力をいただいております。これらの活動の要は地域協働活動推進員です。推進員は、地域と学校の架け橋として重要な役割ですので配置継続をよろしく願います。

社会教育につきましては、住民の皆様が生き生きと学び活躍できる場と環境の充実に努めます。住民の高齢化が進む中、時代の変化に柔軟に対応し、豊かな人生を送ることができるよう、生涯学習の充実が求められています。住民の皆様が生涯にわたって学習し、趣味やスポーツに親しみ、日々が充実し、そのことが地域の活性化や問題解決につながるよう、村民が「生き生きと活躍できる社会教育の充実」に取り組めます。

また、家庭教育支援につきましては、教育基本法の第10条に「父母その他の保護者は子の教育について第一義的に責任を有するもの」と規定されているように、家庭は子どもの成長にとって最も重要な教育環境であり、健やかな心優しい子どもを育む一番の土台です。そのため、来年度も子育てを学ぶ機会としての「親の学びプログラム」の実施や放課後に安心して過ごせる場としての「わんぱくキッズ塾」の開設とともに、経済的な部分についても家庭教育の支援策を継続していきます。具体的には、給食費の無償化、高校生に係る通学費等の補助、6年生・8年生の修学旅行費の補助などがあります。昨年度から取り組んでおります「水上っ子未来応援助成金」につきましては、新たに高校等を卒業する際に20万円助成し、子育て支援の拡充に努めたいと考えています。また、新たな物価高騰への対策事業として、各学年で徴収されている教材費についてもほぼ全額を助成できるよう予算を計上し

ておりますので御理解をよろしく申し上げます。

また、地域住民の皆様には「地域の子どもは地域で育てる」という意識で、家庭や学校と連携して子どもの教育に参画していただけるよう環境づくりを進めます。

子ども対象の事業「ふるさと塾」につきましては、本年度5回実施し、自然観察会や無形民俗文化財白水神楽の見学、ボランティア活動などを開催しています。学校ではなかなか学べない貴重な機会であると考えています。併せて、球磨郡町村公民館連絡協議会が行う「くまっ子リーダー体験塾」も町村持ち回りで開催され、本村からも参加し交流を深めています。

社会体育につきましては、スポーツを通してすべての村民がスポーツに親しみながらスポーツの楽しさや感動を分かち合い、健康で活力ある生活を送り、互いに支え合う活動の充実を目指します。

総合型クラブ水上元気クラブは現在23種目が開設され、子どもを含め延べ160人で活動中です。令和6年度から活動してきた健康マージャン教室も来年度から元気クラブとして開設予定です。元気クラブは種目によって、村外からの参加もあり、人的交流が行われています。少子化が進み、スポーツ環境は厳しくなっていますが、元気クラブにおいて世代を超えたスポーツや文化活動の輪が広がればと考えています。元気クラブの中には10月の「福祉と文化の集い」でその成果を披露してくださった教室があります。このような発表の場が日々の教育活動の意欲向上につながると考えています。また、部活動の地域展開につきましては、昨年2学期以降、休日の部活動をこれまで指導いただいていたコーチの方々及び指導を希望される先生方をお願いする形で行っています。部活動に代表されるスポーツ活動は子どもの健全育成に大きく寄与するものです。御指導いただいている方々にこの場をお借りして感謝申し上げますとともに、今後も充実した活動となるよう環境整備に努めてまいります。

また、小学生を対象としている「総合運動教室」は、8年度も指導者を招聘して実施したいと思っております。近年、子どもたちが運動に親しむ機会は減少傾向です。子どもたちが体を動かす場を提供する活動として継続していきたいと存じますのでよろしくお願いいたします。

このほか、令和8年度につきましても体育協会を中心に郡・県民体育祭への出場や球磨一周駅伝などとともに分館対抗駅伝や各支部のスポーツ行事、社会教育委員の研修会など予定されると思いますので、その際は御支援をよろしくお願いいたします。

地域文化の振興と継承について申し上げます。伝統文化は社会生活と密接に結びついているものであり、生活の中で一般的な保存及び活用を図っていく必要があります。そこで、地域との連携による生活文化、生産文化、伝統文化などの総合的な

文化活動の促進や芸術体験をとおして心豊かな人材の育成を図るとともに、新たな文化創造の担い手の育成に努めます。

文化財の保護では、村の無形文化財保存活動として白水神楽、上楠臼太鼓踊り、川内平家踊りは、その保存活動が継続されております。水上学園の文化祭でも子どもたちが保存会の方々から指導を受け神楽を披露しておりました。今後も保存会の活動維持に御支援をよろしく申し上げます。加えて、国指定重要文化財生善院観音堂の耐震補強及び屋根葺き替え等の改修が始まり、現在第1期の工事が行われています。この工事は令和9年度まで続く予定です。

また、天然記念物でもあるゴイシツバメシジミの保護観察活動につきましては、令和7年度も観察会を催し、九州大学教授の御指導の下、多くの子どもたちが観察することができました。

文化財保護委員の皆様には、担当地域の有形・無形文化財の現状について御確認いただいたり、資質向上のため、文化財に関する研修会にも御参加いただいたりしております。

加えて、例年文化財の防災訓練も実施されており、本年1月には岩野地区の龍泉寺にて放水訓練が行われました。古くから伝わる有形・無形の文化財は住民の宝であり、次世代に引き継ぐべきものです。これらの活動に御理解と御協力をよろしく申し上げます。

最後に人権教育について申し上げます。人権教育は「人権尊重の精神に満ちた人づくり」を進めます。人権は人々が長い歴史の中で培った誰もが人間らしく生きる権利です。今世紀は人権の世紀ともいわれ、全て人々が人権尊重の理念を正しく理解し、社会生活の基本的ルールや思いやりの心を身につけ、お互いの人権を尊重しつつ生活することが求められています。しかし、今なお数多くの人権問題が存在しています。私たちは、学校はもとより地域社会の中で「人権尊重の精神に満ちた人づくり」を推進し、差別によって苦しむ人をなくしていかなければなりません。

本村においてはこれまで「部落差別をはじめあらゆる差別をなくす熊本県人権教育研究大会」や「熊本県人権子ども集会」などに積極的に参加し、人権意識の高揚に努めてきました。今後も、行政、学校、民間団体及び村民一人一人が人権尊重の精神を養い、さらに人権意識を高めるための取組を進める必要があります。

そのため、学園では特にいじめの未然防止と早期対応に取り組みます。いじめはどの学校、どの学級でも起こりうるものです。日頃から相手に嫌な思いをさせないことなどを指導しながら、子どもの小さな変化を見逃さず、悲しい思いをしている子に気づき対応することが一番だと考えています。また、自然体験活動や地域の方々との関わりをとおして豊かな人間性を育むことも人権の意識を高めることにつ

なると考え、推進していきたいと考えます。社会教育では、人権問題に関する学習機会を提供したり、水上村人権教育推進協議会の活動をとおしたりして、人権啓発活動への参画を図り、人権問題や偏見に気づき、それらをなくす実践力を高めるよう働きかけます。

なお、令和8年度は10月に第54回熊本県人権教育研究大会が人吉球磨で開催され、水上村も分科会会場になる予定ですのでお知らせをしておきます。

以上、学校教育、社会教育、地域文化の継承、人権教育の順に説明させていただきました。

令和8年度、教育委員会といたしましては水上学園の教育活動のさらなる充実を図り、授業はもとより各種行事においても、義務教育学校のよさを生かした教育を進めていきたいと考えています。

また、社会教育の活動を通じて村民の皆様が生き生きと学び活躍できる場づくりに努めていきたいと存じます。どうぞ議員の皆様の御理解、御支援を賜りますよう心からお願い申し上げます、説明を終わります。ありがとうございました。

○議長（那須良策君） 原教育長の教育方針説明を終わります。

以上で、諸般の報告及び施政方針説明を終わります。

-----○-----

日程第4 一般質問

○議長（那須良策君） 日程第4 一般質問をおこないます。

今定例会には、1名より通告がっております。

2番、杉野貴文君。

○2番（杉野貴文君） はい、2番、杉野です。それでは、議長から発言の許可がございましたので、通告書に基づきまして一般質問をいたします。

郷土愛を持った人材の育成について質問いたします。

本村では、水上学園に在籍する児童生徒や高校等へ進学した生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、様々な支援が講じられております。

1つ目として、水上村高等学校等通学費等支援費補助では、限度額を1か月1万円とする鉄道、バス通学者定期券の8割、食事代を除く下宿代等の8割補助、2つ目として、義務教育学校前期課程体験学習、後期課程修学旅行の費用の精算額の7割補助、3つ目として、語学検定、英検、漢検料の全額補助、4つ目として、水上村家庭学習等のための通信費等支援補助では、ICTの活用により児童生徒が家庭においても学びを保障できる遠隔授業を進めるため、月額上限を7,800円とするインターネット通信料月額1,000円を控除した額、5つ目として、令和7年度からの水上っ子未来応援助成金として、新1年生10万円、7年生進級者15万

円、高等学校等進学者20万円の交付、6つ目といたしまして、制度を改正しての国内の語学研修事業補助などが挙げられております。さらには、給食費の無償化もございます。

このような支援策のうち、保護者の申請を必要とするもの、必要としないものについてお伺いいたします。

○議長（那須良策君） 幸野教育課長。

○教育課長（幸野一樹君） 御質問ありがとうございます。

議員がおっしゃられましたとおり、教育委員会では、様々な事業により子どもたちの学習環境を整えたりですとか、保護者の経済的負担軽減を図ったりしているところでございます。

右型番号⑫一般質問資料の2ページを御覧いただければというふうに思います。

議員が質問された内容と重複いたしますけれども、こちらは過去10年ほど遡りまして、平成27年度以降に教育委員会が開始いたしました支援事業の一覧を時系列ごとに並べたものとなっております。それぞれの事業内容についての詳しい説明は割愛させていただきますけれども、上から順番に申し上げますと、まず、平成27年の10月から給食費の保護者負担を全額村が負担することとしまして、給食費の無償化を始めております。

翌年の平成28年4月からは高等学校等通学費等の補助を開始いたしております。また、修学旅行費につきましても補助金交付要綱を整備いたしまして、それまでは報償費として支出していたものを補助金で支出するようになっております。

4番目の平成31年4月からは英検や漢検などの語学検定の補助を始め、令和2年の10月からは家庭学習等のための通信費の補助も始めております。

さらに今年度、令和7年度からは以前に行っておりました海外ホームステイ事業の補助を安全面とか円安等による諸事情を鑑みまして、国内における語学研修事業への補助に切り替えて実施をして、また新たに、子育て世代のライフステージに応じた切れ目ない支援策として水上っ子未来応援助成金の支給を開始したところでございます。

これらの支援策のうち議員お尋ねの保護者の申請を必要としないものにつきましては、表の1番右に保護者申請の要、不要ということで記載しておりますけれども、給食費につきましては、条例により保護者が負担すべき金額の全額を村が負担するとしておりますので申請の必要はございません。また、体験学習、修学旅行の補助につきましては、要綱によりまして補助対象者は義務教育学校に在籍する児童生徒の保護者ですけれども、その申請から受領までの権限を義務教育学校長に委任するという事となっております、学校長が申請を行いますので、保護者の申請

は必要といたしておりません。以上2件が申請を必要としないもので、それ以外の補助につきましては、保護者からの申請に基づき補助金を支出することとなっております。

以上です。

○議長（那須良策君） 2番、杉野貴文君。

○2番（杉野貴文君） ただいま時系列に沿って教育支援事業について説明いただきましたが、保護者の申請が必要ではないこの2件の支援について、このような支援制度を御存じない保護者はいらっしゃるのか。周知は行き届いているのか。教育委員会で把握をされているのかお伺いいたします。

○議長（那須良策君） 幸野教育課長。

○教育課長（幸野一樹君） はい、お答えいたします。

保護者の申請が必要でない支援策につきましては、先ほど御答弁させていただきましたけれども、給食費の無償化と、補助金として体験旅行、修学旅行費の補助金というものがございます。その2つのうちに修学旅行関係につきましては、その制度とか、費用負担の在り方について今年ですね、水上学園の全児童生徒の保護者を対象にアンケート調査を行っておりまして、保護者の回答率としましては71.74%という回答率でございました。このアンケートにつきましてですけれども、修学旅行につきましては御存じかと思えますけれども、もともとはですね、平成4年に当時の群馬県的水上町ですね、と水上村が姉妹町村となりまして、その結果、当時の水上中学校の修学旅行を3泊4日として群馬県水上町と東京方面へ行くということになりました。修学旅行の費用が当時の経費で約10万円ほどかかるということで、保護者負担軽減のためにその3割程度、約3万円を保護者負担として残りの7割は当時村から報償費として、支出をしたのが始まりでございます。それを先ほど答弁いたしましたけれども、平成28年度に保護者負担を小学校で8,000円、中学校で3万円ということで、およそ旅費の3割程度となるように定額としまして残りを補助金として支出するように要綱を定めておりましたけれども、令和7年度からは物価高の影響ですとか、旅行先をですね、水上町じゃないところに変更したということもありまして、水上町に行き始めたところと同じ旅行費用の3割が保護者負担となるようにその精算額の7割を補助とするように変更をさせていただいております。こういった経過がございましたので、今後の修学旅行の費用とか、そういったものについて保護者の意見を求めるために実施をいたしましたものでございます。

そのアンケートの中で修学旅行費用の保護者負担が総額の3割となっていることを御存じでしたかという設問をしております。そういったところを回答された方のうちにですね、30.3%、約3割の方が知らなかったというふうに回答をいただ

いているところでございます。

以上です。

○議長（那須良策君） 2番、杉野貴文君。

○2番（杉野貴文君） ただいま答弁いただきました体験、修学旅行費の保護者負担が3割で済むということを約3割の方が御存じなかったようでございますが、入学したばかり、もしくは低学年、あるいは体験、修学旅行の該当学年ではない児童生徒の保護者なのかもしれません。ただ広報みずかみを通して村の補助制度につきましては各課の補助事業一覧として回覧周知をいただいておりますが、体験学習、修学旅行の補助につきましては、ただいま説明がありましたとおり、その申請から受領までの権限を義務教育学校長への委任とされており、特にこの申請を伴わない補助事業につきましては、保護者の認識が難しい面があるのかもしれません。せっかくこの修学旅行に関するアンケート調査も行われておるようでございますので、知らなかったという保護者がいらっしゃらないように、この補助制度、内容に関して理解を深めていただくように今後のお取り計らい方よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、この本村がこのような教育支援策を講じていることを学校サイドの教職員は認識をされているのか。首長部局との教育方針や情報共有の徹底はいかに行われているのか伺ひます。

○議長（那須良策君） 幸野教育課長。

○教育課長（幸野一樹君） はい、お答えいたします。

本村が行っております教育支援策について、学校の教職員の方の認識ということですが、学校の教職員の皆様におかれましては、今年度から始めております水上っ子未来応援助成金制度などについてはまだ御存じない方もいらっしゃるようでございます。給食費の無償化ですとか、英検、漢検の補助、それから家庭学習のための通信費補助、修学旅行の補助などですね、村が行う様々な支援策につきましては、学校長に尋ねたところ、ほぼ先生方は御認識をいただいているというふうに伺ひているところでございます。

また、首長部局と教育方針とか、教育情報の徹底につきましてという御質問でございますけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4というところに、総合教育会議というものがござひます。この総合教育会議と申すのは、首長と教育委員会が教育政策の方向性を共有、連携し、地域の実情に応じた教育を推進するために設置される会議体とのことござひまして、水上村の総合教育会議規則でさらに詳しく定めてひるものでござひます。

組織としましては、村長及び教育委員会をもって組織しまして、会議の招集につ

いては村長が招集し、会議の議長となるとなっております。

また、関係者の出席を求めることもできまして、本村におきましては水上学園の学校長及び副校長であつたりとか、会議の内容によりましてはP T A会長等にも出席をいただいているところでございます。

主な会議の内容を申しますと、令和7年度におきましては3回実施しております。第1回目を4月に行っておりまして、4月の会議では、令和7年度における教育行政の方針と主な政策、それから、水上村の教育大綱と水上学園の経営方針について確認を行っているものでございます。

2回目を7月に行っておりまして、そこでは教育委員会におきます新規事業の進捗状況ですとか、学園の1学期の様子というものに加えて、多良木警察署からお越しいただきまして、夏季休業中の児童生徒の安全について協議を行っているものでございます。

3回目を今年の1月に開催しまして、教育委員会全体ですね、令和7年度の事業の進捗状況、それから令和8年度の当初予算の関係に加えて、学園の児童生徒の状況等について情報共有を行ったというものでございます。

以上です。

○議長（那須良策君） 2番、杉野貴文君。

○2番（杉野貴文君） 村長、教育委員会、学校長、副校長、また内容によってはP T A会長が一堂に会しての総合教育会議で本村の教育方針や重点施策、児童生徒の安全面や学習、生活状況等について情報共有がなされているということのようでございますし、この本村の様々な教育支援については、水上学園の教職員もほぼ御認識をいただいているということのようでございます。

また、いじめ、不登校、虐待、ヤングケアラーの問題など、子どもたちが抱える問題は多様化、複雑化しております。この総合教育会議は、ただいま村長が招集し、議長となるとの御説明でございましたが、教育分野とほかの分野である子育て支援や福祉などとの横断的な政策連携や問題があった場合への迅速な対応などそういったことが可能となりますし、今後も実効性のある教育行政の発展に繋がりますよう御期待したいと思います。

続きまして、奨学金資金貸与状況につきましてでございますが、決算ベースで見ましても年々の貸付額が抑えられ、基金年度末残高が増加しております。このような就学援助が講じられている影響もあるのではないかと考えますが、見解を伺います。

○議長（那須良策君） 幸野教育課長。

○教育課長（幸野一樹君） お答えいたします。

奨学金の貸与状況につきましてですけれども、別添一般質問資料の3ページを御覧いただきたいと思います。

こちらは過去15年間、平成23年度から令和7年度までの奨学生の志願状況の一覧となっております。それぞれ年度ごとに申請者数を高校等と大学等に分けて記載をさせていただきます。

また、一番右側にはですね、先ほど説明しました様々な支援制度を始めたところを書いているところでございます。御覧いただきますと平成27年度までは毎年複数件の申請があってございましたけれども、平成28年度以降では、令和元年度にですね、大学等での4件という申請がございますけれども、それ以外の年は0件または1件となっている状況でございます。

また、平成29年度にはですね、借り入れることができる金額の見直しを行いまして、月額の上限を引き上げまして、また金額を選択できるように見直しておりますけれども、その後の申請者数については変化は概ねなかったものというふうに考えております。

様々な支援が与える影響というところでございますけれども、この奨学生の志願状況のうち、高校等の申請者の欄を御覧いただきますと、平成27年度までは複数の申請があってございましたけれども、平成28年度以降は令和2年度と令和6年度を除きまして0件となっているところでございます。これは一概には言えないと思っておりますけれども、高校等の通学費補助を始めた時期と重なってきておりますので、そういった支援によりまして保護者の負担が軽減されて必要がなくなっているものもあるのではないかとこのふうには考えております。

今後につきましては、民間の教育ローン等では金利の上昇というのも考えられるところではございますので、無利子である本村の奨学金につきまして申請される方が増えてくるということも考えられますので、奨学金についてはですね、村のほかにも国とか公益財団法人とか民間など運営される団体によりまして無利子とかですね、低利子のもとか、あとは中身によりましては返還免除という規定があるものもございまして、今後も保護者に対しましては丁寧な情報提供に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（那須良策君） 2番、杉野貴文君。

○2番（杉野貴文君） これまで奨学金の貸与につきましては、条例施行規則に定めてありますように、10人以内の委員で構成される選考委員会でもろもろの規定や条件、さらには貸与できる奨学生の人数など、そういったものの審議を経て貸与されておりましたが、ただいま資料で説明いただきましたように、この特に高校生に関

しては、ここ10年間の申請者の数がほとんどないような状態のようです。本村の奨学金は無利子ではございますが、在学する学校等を卒業した1年後から貸与期間を2倍した期間以内に返還しなければならない義務を負いますので、このような村で行っている子育て中に受けられます様々な経済的支援というのは保護者のニーズに沿った大変有り難い制度でございますし、今後も丁寧な周知や説明に努めていただきたいと思っております。

それから、今年1月4日、二十歳の集いにお招きをいただきまして出席いたしました。成人者の二十歳を迎えての感想文集や近況を語り合う一言スピーチを拝見いたしましたときに、愛情を注いで育てていただいた家族への感謝の言葉に加えまして、地域の方々の温かい見守りに対する感謝や自分たちが育った水上村を誇りに思っていますというような気持ちを口にされた成人者もおられまして、大変うれしくも思いました。ふるさとへの誇りや愛着を育むには家庭・学校・地域それぞれが連携し関わりを持ち、同じ方向を向くことで根付いていくのではないかと思います。学校で学び、家庭で語り、地域で関わることを通して成長し、教室の中だけで育つものではないと思っております。教育委員会、学校、地域では、郷土愛を育む教育方針として何を掲げ、どのような取組が実際なされているのかお伺いいたします。

○議長（那須良策君） 幸野教育課長。

○教育課長（幸野一樹君） それでは、お答えいたします。

まず、村における郷土愛を育む教育方針といたしまして、こちら第6次水上村総合計画の教育委員会に関係します部分で申しますと、73ページからなるんですけども、第5章ふるさとに親しみ、よりよい未来を拓く人づくりのその中の第1節でふるさとに誇りを持つ心豊かな人材の育成というものを掲げておりまして、学校教育、社会教育それぞれに具体的施策がその後に掲げてあると。それを基に取り組むというふうに行っているところでございます。

次に、学校におきましてですけれども、学校におきましても国とか熊本県教育委員会、それから球磨教育事務所、それから本村の教育委員会それぞれの方針、掲げる方針を基にですね、毎年度、学校経営案というものをちょうどこういった、もう皆さんに差し上げる分がちょっとないんですけども、作成をいたしているところでございます。

その中で本校の教育目標というところで、ふるさとに誇りを持ち、自ら学び、心豊かで共に高め合う児童生徒の育成というものを学校の教育目標として掲げられておりまして、この中で育てたい資質能力としましては、自ら考え自ら学び行動する力の実践力、それから、共に高め合い表現する力の表現力、そして、郷土を愛する豊かな心の郷土愛、その3つを掲げているものでございます。特に特色ある教育活

動としてですね、郷土愛を育むふるさと学習の水上学というのがあるんですけども、こちらにつきましては、ステージごとに分けておりまして、第1ステージ、1年生から4年生までの第1ステージでは、ふるさと水上村を知るというのをテーマ、それから、5年生から7年生までの第2ステージでは、水上村のよさや課題の追求というのをあげてあります。と、8年生、9年生の第3ステージでは、水上村への提案と貢献というのをテーマに掲げられておられまして、こういったテーマを基にですね、例えば、水上っ子タイムトンネルであったりとか、職場体験とか、子ども議会ですとか文化祭での発表などに取り組んでおられるところでございます。

このほかにもですね、教育委員会のほうでは、社会教育事業といたしまして、前期課程の4年生から6年生までを対象に奉仕体験活動のふるさと塾といった中で水上村が誇る豊かな自然とか昔からの伝わる伝統文化などを体験するといったものがあつたりとか、広域的な取組では、先ほどこの2つ、教育長の方針の中にもありましたけれども、球磨郡公民館連絡協議会のくまっ子リーダー体験塾とかですね、そういうもので、これは水上村のみならず、人吉球磨地域の様々な魅力を体験できる事業といったものになりますけれども、こういったものに取り組んで自分たちが暮らす地域についていいところだなというふうに感じていただく、学ぶ機会を提供しているところでございます。

以上です。

○議長（那須良策君） 2番、杉野貴文君。

○2番（杉野貴文君） 水上村総合計画に掲げてあります学校教育、社会教育の施策に加えまして、ただいま御説明ありましたが、学校が作成する学校経営案に示される郷土愛を育むふるさと学習水上学、これに関しましては、私、昨年、水上学園の文化祭に出席いたしましたときに、日頃の学習がとても生かされているように感じました。ただいまございましたように、第1ステージから第3ステージに応じて学年ごとに水上村の魅力発見や気づき、課題を見つけ、その解決法や提案などよく調べ、工夫し、分かりやすく劇で表現したり、モニターを使ってのまとめや報告など皆さんで趣向を凝らした発表となっております、この郷土愛を育む学校目標が実践されていると感じました。その成果に関心いたしますとともに、この児童生徒の成長を喜び、実際に指導にあたっておられます教職員の皆様に敬意を表したところでございます。

このような児童生徒の心身の成長や食育に欠かせない給食、この給食費の無償化や様々な就学援助は地域全体で子どもを育てるという本村の意思の表れであると考えます。こうした施策の趣旨や背景を生徒自身を知ることは、地域に支えられている実感を持ち、郷土への愛着や将来の地域参画意識を育むきっかけにもなるのでは

ないかと思いますが、教育的観点からの見解をお伺いします。

○議長（那須良策君） 幸野教育課長。

○教育課長（幸野一樹君） はい、お答えいたします。

水上村が行っております様々な支援の趣旨や背景を生徒自身が学ぶことというのは、学習する場合には一定程度ですね、配慮というものを必要にはなりますけれども、とても重要であるというふうに認識をいたしております。現在行っております支援制度につきましては、都市部と地方の経済的格差の解消というものに主眼を置いて制度を作ってこられたものでございます。

近年では物価高ですとか、国際的な問題に伴う資材の高騰とかですね、そういったものにも対応してきているというところでございます。

例えば、それらの政策ですとか、背景を知ることによりまして、自分は地域からも大事にされているんだとか、地域から支えられているというふうな実感に繋がったりとか、逆にですね、地域を支える側の視点も学ぶことができるというふうに考えているところでございます。

これらの学習を教育的な観点から見ますと、公共性というものに対する理解を深めるということであったりとか、地域への信頼感を醸成することによりまして、近年、日本の子どもたちに不足していると言われておりますけれども、自己肯定感というものとか、郷土愛というものを育むことにも繋がるものというふうに考えております。

また、本村では教育委員会以外でも、例えば、保健福祉課所管で行っております子ども医療費の無償化とか、各種のワクチン接種に対する補助ですとか、保育所の保育料についても所得に関わらず無償化をしておりますので、このほかにもライフステージに沿った様々な支援を行ってきているところでございます。これらも併せてですね、学ぶことによりまして、これまで以上に地域との関わりですとか、その支援について考えてもらうきっかけづくりにはなるというふうに考えております。

以上です。

○議長（那須良策君） 2番、杉野貴文君。

○2番（杉野貴文君） ただいま教育委員会以外の所管で取り組まれている支援につきましても御説明いただきましたが、このような本村の様々な子育てに関する支援策を生徒が学習することは教育的観点からも、ただいま公共性に対する理解、地域への信頼感や郷土愛を育むことに繋がるのではないかと御答弁をいただきました。そのような方向性を形成していくためにも生徒たちが税金の仕組みや役割、納税の意義について学ぶ租税教育として外部から講師を招いての出前授業なども行われているようでございますが、このような総合的な学習の時間等を利用して本村の様々

な支援策について子ども議会や租税教育と合わせて、村の予算と教育を学ぶ機会づくりとして生徒たちが等しく学ぶための授業に展開できないかと思うわけです。当然、授業日数やカリキュラムなど学習指導要領や学校現場の負担等もあり、協議も必要ではあるとは思いますが、見解をお伺いいたします。

○議長（那須良策君） 幸野教育課長。

○教育課長（幸野一樹君） お答えいたします。

昨年の7月に水上学園から依頼がありまして、村長に代わりまして私が学園に出向きまして、後期課程の生徒を対象に出前講座を行う機会がございました。内容といたしましては、租税教育、今議員おっしゃられたですね、租税教育としての税に関する話とかですね。あとは国、それから地方と、あとは水上村の財政についての話、それから役場の関係各課の、役場の全部の課ですね、各課の令和7年度の主な取組についてほんの一部ではございましたけれども、お話をさせていただいたところがございます。1コマで50分といった限られた時間の中でございましたので、生徒の皆さんにどれだけのことをちょっと伝えることができたかは、ちょっと分からないんですけども、授業中は生徒の皆さんも一生懸命になってこちらを見つめながら、メモを取りながらですね、話を聞いていただいたことは今でも頭の中に残っているというところがございます。本当に真剣に聞いていただいたなというふうに思っています。

その出前授業で学習したことがですね、子ども議会の質問等にも繋がっているのではないかなというふうに考えているところがございます。

ただいま議員から御提案いただいた件でございますけれども、役場の様々な取組についてですね、より詳しく学ぶ機会を持つということで、生徒たちも当然学びを深めることができますし、一人一人が感じることで、それから、それぞれに伝わることというのはより多くなるというのは間違いないというふうに思っております。

子どもの育ちで、自分の家庭だけではなくてですね、地域の方とか、行政からも支援されているということを学びますことは、先ほども申しましたけれども、繰り返しになりますけれども、自己肯定感にも繋がりますし、社会に参画する社会参画意識のきっかけづくりというものにもなることである。大変有意義であるというふうに思っております。

また、後期課程に話に行きましたけれども、7年生で学んだ子たちは、来年も同じようにですね、8年生でも学ぶ機会があり、また、9年生でも学ぶ機会があるということで、継続して学び続けていただくと、より一層そういったことに対する理解も深まっていくというふうに思います。

議員おっしゃられましたとおり、授業実数の関係ですとか、学習指導要領に則っ

てとかいうところもございますけれども、私たちといたしましては、学園とも今後協議が必要ではありますけれども、積極的な取組に繋がるようにですね、教育委員会としても今後努力をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（那須良策君） 2番、杉野貴文君。

○2番（杉野貴文君） 本村の子育て等に関する支援策の中でも令和6年度決算額ではございますが、高等学校等通学費等補助金が59名分で544万1,800円、語学検定料補助金が英検34名、漢検123名分、49万8,100円、家庭学習等のための通信費補助が88世帯分、250万4,962円、体験学習及び修学旅行助成金が31名分、190万4,121円で、計1,034万8,983円、これに教職員分を除く給食材料費、こちらが883万1,586円を加えた、合計で1,918万569円が教育支援のための公費として支出をされております。ほかの自治体にはない本村独自のこのような支援策につきまして、本村の生徒が学習、理解する機会もなく知らないままで卒業し、巣立っていてもいいものなのか。本村におきましても少子高齢化や若年層の流出が進行し、地域社会の持続的発展を担う人材の育成が重要課題となっております。地域への愛着と誇りを持ち、将来的に地域社会の発展に寄与する人材を育てることは教育行政の重要な使命であると思います。郷土愛を育む教育が何らかの形で将来的に水上村と関わり、離れても応援したくなる故郷、戻って貢献したいと思える故郷として持続可能な村づくりの基盤形成に繋がりますことを御期待いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（那須良策君） 2番、杉野貴文君の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

ここで昼食のため暫時休憩します。再開を13時といたします。

-----○-----

休憩 午前11時45分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（那須良策君） 休憩中の会議を再開します。

-----○-----

日程第5 議案第1号 水上村固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

○議長（那須良策君） 日程第5 議案第1号 水上村固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。中嶽村長。

○村長（中嶽弘継君） 議案書①の2ページをお開きいただきたいと思います。

議案第1号 水上村固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてでございますが、固定資産評価審査委員会委員として、次の者を選任したいので議会の同意を求めるものでございます。

氏名は甲斐陽子、生年月日が昭和30年1月1日、住所が水上村大字岩野511番地2です。任期につきましては、令和8年の3月12日から令和11年の3月11日までの3年間でございます。

委員を選任するにあたりましては、地方税法第423条第3項の規定によって議会の同意を求める必要があるためでございます。

今回提案いたします甲斐さんにつきましては、今回が4回目の提案でございます。以前に熊本県で勤務したり、あとは土地家屋調査事務所、そういったことに勤務しておられまして、固定資產業務につきましても非常に評価に関する識見が高うございまして、いろいろ今までの会議の中でもしっかりと発言をさせていただいておりますし、適任だと思っておりますので、今回も再提案をさせていただいたところでございますので、どうぞ御審議方よろしくお願ひしたいと思います。お世話になります。

○議長（那須良策君） 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 討論なしと認めます。討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件に同意することに賛成の方は、挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第1号 水上村固定資産評価審査委員会委員の選任同意については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

-----○-----

日程第6 議案第2号 水上村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（那須良策君） 日程第6 議案第2号 水上村国民健康保険税条例の一部を改

正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。西本保健福祉課長。

○保健福祉課長（西本克幸君） それでは、議案書の3ページを御覧いただきたいと思
います。

議案第2号 水上村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について説
明いたします。

水上村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議会の議決を
求めるものでございます。

提案理由といたしまして、水上村国民健康保険税条例の一部を改正するにあたり、
地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要があるため
でございます。

次のページをお願いいたします。

ここに改め文がございますけれど、内容の説明につきましては、議案説明資料②
の2ページを御覧いただきたいと思ます。

今回の条例改正では、国民健康保険税賦課方式の変更でございます。国民健康保
険税（介護納付金分）の賦課方式の変更理由についてですが、平成30年度から国
民健康保険の運営主体が熊本県となり、令和12年度から同じ所得水準世帯構成で
あれば、県内どこに住んでいても同じ保険税になることを熊本県国民健康保険運営
方針において示されています。これに基づきまして、現在、課税方式を医療分、後
期高齢者支援金分、介護納付金分の3つの賦課区分に対しまして、所得割、均等割、
平等割の3方式で算定して賦課しておりますけれど、令和8年度から3つの賦課区
分にある3つの賦課方式を県の運営方針に合わせまして、介護納付金分の平等割を
均等割に割り振った2方式へ変更するものでございます。賦課方式が3方式から2
方式へ変更する介護納付金分については、40歳から64歳の被保険者が課税対象で
ございます。令和7年度介護納付金分の平等割が5,500円であったものを令和
8年度からは平等割を均等割りに振り替えて1万5,000円とするものです。な
お、所得割合に応じて均等割と平等割については、国の制度により7割、5割、2
割の軽減割合がございますので、これにつきましても同様に、平等割を均等割に割
り振るものでございます。これにつきましては、国保運営協議会で意見を伺いまし
て了承を得ましたので、先般2月の全員協議会で説明したのもでございます。

また、資料3ページから5ページにかけまして新旧対照表を載せておりますので
御確認ください。

以上で、議案第2号 水上村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に
ついての説明を終わります。御審議方、よろしく願いいたします。

○議長（那須良策君） 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ありませんか。

3番、小川恵さん。

○3番（小川 恵君） はい、3番、小川です。2点質問させていただきます。

この平均的な所得の世帯と、あと低所得者世帯などで改正において年間どのくらい上がるのか。

と、もう一つは、この条例の改正にあたりこれまで受けられていた軽減措置が受けられなくなる世帯があったりするのかっていう2点をお尋ねします。

○議長（那須良策君） 西本保健福祉課長。

○保健福祉課長（西本克幸君） それでは、お答えいたします。

まず、最初の御質問でございますけれども、今回の軽減措置によりまして、前回の全員協議会でもちょっと資料をお示ししましたけれども、例えば、夫婦世帯で子どもさんが3人いらっしゃる場合、想定したときに年間で49万円ほどの国民保険料の世帯課税分がございます。そこで比較しました場合に、今回、平等割を均等割に持って行ったときに5,500円ほどのですね、試算ということしておりますので、若干の微増がございますけれども、特に大幅に変更はないものと思っております。

また、今回ですね、これを平等割から均等割に割り振った場合に、世帯に応じて、また世帯の人数に応じてそれぞれ増える方、減少する方おられますけれども、その辺のちょっと家族世帯、ニーズについての把握はまだできていない状況でございます。

以上でございます。

○議長（那須良策君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 討論なしと認めます。討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方は、挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第2号 水上村国民健康

保険税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第7 議案第3号 水上村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（那須良策君） 日程第7 議案第3号 水上村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田代総務課長。

○総務課長（田代浩章君） それでは、議案書①5ページをお願いいたします。

議案第3号 水上村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

水上村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしまして、水上村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正するにあたり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

次のページが改め文でございます。説明につきましては、資料②8ページの新旧対照表にて御説明申し上げます。

今回、2月の全員協議会で御説明申し上げましたとおり、消防団の組織再編に伴い、第2条、定員におきまして、定員を200人から160人とし、階級別定員を次表のとおり改めるものでございます。これによりまして幹部団員と普通団員の合計が60人減の120人、消火協力隊が20名増の40人、合計の160人となるものでございます。

前のページ、6ページ、7ページには全員協議会で御説明申し上げました資料を掲載してございますので、こちらは後ほど御覧ください。

施行期日につきましては、令和8年の4月1日からといたしてございます。御審議方、よろしく願いいたします。

○議長（那須良策君） 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ありませんか。

7番、米本宗徳君。

○7番（米本宗徳君） はい、7番です。

今の消防団員の年齢層が分かれば、人数ですかね、10代、20代、30代、40代、50代っていう年齢が何人ぐらいかというのが分かれば教えてください。

○議長（那須良策君） 田代総務課長。

○総務課長（田代浩章君） お答えいたします。

年齢層については、現在、ちょっと手持ちの資料ではございませんので、後もって集計した年齢層につきましてお示しをさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（那須良策君） 7番、米本宗徳君。

○7番（米本宗徳君） ある消防幹部からちょっと話を聞いたんですけれども、40代がものすごく多く、あと2年後にはまた再編成せんばんとっじゃないかということをお聞きしたけれども、そういった先を見た話しているのは幹部会では今までであったでしょうか。

○議長（那須良策君） 田代総務課長。

○総務課長（田代浩章君） ただいまの御質問ですけれども、現在、2年かけて組織の再編を行いまして、今度2分団の14班体制から2分団の5部体制というところに持っていくところでございますが、その先の再編成に関しましては、現在のところ幹部会のほうでは議論はなされていないところでございます。4月1日から新しい組織再編、体制でスタートしますので、その後の幹部会等でですね、今後の方針についてはまたさらに議論を深めていく形になると考えてございます。

○議長（那須良策君） 7番、米本宗徳君。

○7番（米本宗徳君） はい、新たな消防団員の加入も難しい今ですけれども、幹部になる方もいなくなってきたというふう話を聞いております。今後、新しい団員の募集に全力を尽くしていただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（那須良策君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 討論なしと認めます。討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方、挙手を願ひます。

[挙手全員]

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第3号 水上村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、

原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第8 議案第4号 水上村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（那須良策君） 日程第8 議案第4号 水上村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。西本保健福祉課長。

○保健福祉課長（西本克幸君） それでは、議案書7ページをお願いいたします。

議案第4号 水上村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

水上村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議会の議決を求めるものです。

提案理由といたしまして、水上村介護保険条例の一部を改正するにあたり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

次のページをお願いいたします。ここに改め文がございますが、内容につきましては、議案説明資料の9ページをお願いいたします。

2月の全員協議会で説明申し上げました条例改正でございます。令和7年度税制改正において住民税に係る給与所得控除の最低保障額を55万円から65万円に引き上げられました。これによりまして、介護保険制度では、保険料段階に変更が生じ、想定しない保険料の収入不足を防ぐため、税制改正前の給与所得控除で合計所得を算定し、令和7年度の介護保険料の所得段階から変動が生じないものとする特例が所得税法等の改正に伴い、介護保険料施行令附則において定められました。

また、給与等の上昇に伴い、令和7年度住民税非課税者が令和8年度住民税課税者と場合になったときにおいても、国の制度改正を踏まえ、介護保険料の負担を軽減するには、令和8年度限定による減免等の規定が必要となることから、今回、水上村介護保険条例の一部改正を行うものでございます。

これにつきましては、申請によらない職権対応を可能とするもので規定しております。

なお、資料の10ページに新旧対照表を載せておりますので御確認いただきたいと思っております。

以上で議案第4号 水上村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。御審議方、よろしくをお願いいたします。

○議長（那須良策君） 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 討論なしと認めます。討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方は、挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第4号 水上村介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第9 議案第5号 水上村公園施設条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（那須良策君） 日程第9 議案第5号 水上村公園施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田代産業振興課長。

○産業振興課長（田代浩幸君） それでは、議案書9ページ、議案第5号 水上村公園施設条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

水上村公園施設条例の一部を改正する条例の制定について、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしまして、水上村公園施設条例の一部を改正するにあたり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

次のページが改正分ですが、②の議案説明資料11ページ新旧対照表で説明をいたします。

条例の別表1に各施設が記載されておりますけれども、撤去いたしました施設について整理するもので、下線部分のダム湖展望所の部、便所の項を削り、水上カントリーパークの部、モマロープの項を削り、高城公園の部中、便所、木造、20.0、昭和63年、湯山字高城410を削るものでございます。

本来ならば撤去後速やかに改正すべきところでしたが、今回の上程になり大変申し訳ございませんでした。

施行日につきましては、公布の日からでございます。

御審議方、よろしくお願ひいたします。

○議長（那須良策君） 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、荒嶽晋君。

○6番（荒嶽 晋君） はい、6番です。

えっとすみません、場所がちょっと分からんもんでから、場所を教えて欲しいんですが、ダム湖展望所は分かります。カントリーパークも分かります。高城公園のこの撤去するトイレ、便所ですね、それとあと3か所便所という名目があるんですが、どけあつとですか。

○議長（那須良策君） 田代産業振興課長。

○産業振興課長（田代浩幸君） 高城公園のことですよ。

○6番（荒嶽 晋君） はい。

○産業振興課長（田代浩幸君） 高城公園につきましては、1つは、高城山のところにちょっと撤去せずに形が残っているものがございます。それと下の便所につきましては、字名繫でございまして、馬場の西のほうにあたりますけれども、対岸の汗の原公園から見るといわゆる東屋があるところ、あそこになります。

以上でございます。

○議長（那須良策君） 6番、荒嶽晋君。

○6番（荒嶽 晋君） ちょっと今一分からんですけど、汗の原から見たほうの東屋近くのトイレは分かりました。以前、高城からグランドゴルフされてたところにあつたトイレは撤去されて、それがなくなったということですか。

○議長（那須良策君） 田代産業振興課長。

○産業振興課長（田代浩幸君） おっしゃるとおりで、それがなくなったということです。

○6番（荒嶽 晋君） あともって地図で教えてください。

○議長（那須良策君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 討論なしと認めます。討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方、挙手を願います。

[挙手全員]

- 議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第5号 水上村公園施設条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第10 議案第6号 水上村工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について

- 議長（那須良策君） 日程第10 議案第6号 水上村工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田代産業振興課長。

- 産業振興課長（田代浩幸君） それでは、議案書11ページ、議案第6号 水上村工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

水上村工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしまして、水上村工場等設置奨励条例の一部を改正するにあたり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

次のページが改正文です。条例第2条に引用しております日本標準産業分類が令和5年に改定され、令和6年4月から適用されており、適用前に条例を改正すべきところを失念していたものでございます。大変申し訳ございませんでした。

内容の説明を②の議案説明資料12ページの新旧対照表で説明いたします。

第2条中に引用しております日本標準産業分類が新たに告示されましたので、平成25年総務省告示第405号を令和5年総務省告示第256号に改めるものでございます。

施行日は、公布の日からでございます。

御審議方、よろしく願いいたします。

- 議長（那須良策君） 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

- 議長（那須良策君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

- 議長（那須良策君） 討論なしと認めます。討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方、挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第6号 水上村工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第11 議案第7号 水上村新型コロナウイルス感染症対策基金条例を廃止する
条例の制定について

○議長（那須良策君） 日程第11 議案第7号 水上村新型コロナウイルス感染症対策基金条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。那須地方創生推進課長補佐。

○地方創生推進課課長補佐（那須裕平君） 続きまして、議案書13ページ目をお願いいたします。

議案第7号 水上村新型コロナウイルス感染症対策基金条例を廃止する条例の制定につきまして御説明を申し上げます。

水上村新型コロナウイルス感染症対策基金条例を廃止する条例を制定するにあたり、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としまして、水上村新型コロナウイルス感染症対策基金の初期の目的を果たされたため、条例を廃止するにあたり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

理由としましては、水上村新型コロナウイルス感染症対策基金条例を廃止するためでございますが、当基金条例につきましては、令和2年に造成したものでございます。この基金を活用して新型コロナウイルス対策商工業制度、資金利子、補給補助金を令和2年度から令和6年度まで実施し、基金の初期の目的が果たされたためでございます。

開けて14ページをお願いいたします。

附則につきましては、本年度の4月1日をもって廃止させていただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。御審議方、よろしくお願ひいたします。

○議長（那須良策君） 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 討論なしと認めます。討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方、挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第7号 水上村新型コロナウイルス感染症対策基金条例を廃止する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第12 議案第8号 水上村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（那須良策君） 日程第12 議案第8号 水上村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。西本保健福祉課長。

○保健福祉課長（西本克幸君） それでは、議案書の15ページをお願いいたします。

議案第8号 水上村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について説明いたします。

水上村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、議会の議決を求めるものです。

提案理由としまして、水上村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を制定するにあたり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

次のページに条例の全文がございますけれども、内容につきましては、議案説明資料のほうで説明いたします。13ページをお願いいたします。

2月の全員協議会で説明いたしました条例制定でございます。

本議案は、子ども子育て支援法等の一部改正によりまして、国が創設したこども誰でも通園制度に基づき、条例を制定するものです。

この制度は、生後6か月から満3歳未満の未就園児が一定時間通園できる制度です。国が示す月10時間まで利用可能枠の中で、親の就労要件を問わず時間単位で

柔軟に利用できる新たな通園制度でございます。これにより、12月の定例会においては、水上村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定し、運営事業者の責務、安全計画、災害対策、衛生管理、虐待防止、秘密保持、設備基準、年齢区分に応じた職員配置等基本事項を定めたところでございます。これによりまして、今回の条例では、実際に事業を運営するための事業を実施する事業者が守るべき運営上の基本的なルールを定めるものでございまして、利用定員、利用の手続き、費用の取り扱い、職員体制、安全管理など事業を適切に運営するための基準を定めるものでございます。

次の14ページをお願いします。

概要でございますが、本事業の利用対象者は、先ほど申し上げました、保育所等に通っていない6か月から3歳未満の幼児です。利用時間は月10時間を上限とし、利用料は国の基準、1時間300円で、利用に応じて4分の3の国の補助、県8分の1の支援給付が受けられます。

15ページをお願いいたします。

中ほどに利用料・給付の標準例がございますが、この制度では、国・県の支援給付制度も確立されており、これにより保護者の負担も十分に抑えられていることから、本村では、国の制度事業といたしまして無償化することなく、国が示す1時間300円の利用料とし、利用料や利用時間等を含めた要綱を別に定めることとしております。

利用計画では、子育て支援センターの休館日でございます火曜日を基本として、利用者の希望日を調整しながら国が示す1人当たり月10時間を上限に実施する予定です。

利用者は、村内の当該年齢の幼児が見込まれますが、保育所への入所希望もあり、現在、本村で把握できる利用者は見込んでおりません。

制度開始後、利用希望があった場合には、事前に保護者に協議をし、職員も適切に配置しますので、現保育所の体制で対応できるものでございます。

以上が事業の概要となりますけれども、条例の内容につきましては、議案書に戻っていただきまして、16ページを御覧いただきたいと思っております。

条例の主な制定内容について御説明申し上げます。

16ページから17ページにかけて、第1章、総則におきまして、本条例の趣旨及び特定乳児等通園支援事業者の基本的な運営の考え方について定めております。

17ページから24ページにかけての第2章、特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準につきましては、事業を適切に運営するための具体的な基準について

定めております。

第3章、雑則につきましては、条例の施行に関して必要な事項として、電磁的記録などを定めております。

以上、本条例は、国が創設したこども誰でも通園制度に係る特定乳児等通園支援事業について、事業者の運営基準を定めるものであり、既に制定しております保育所運営のための特定教育保育施設等の運営に関する基準を定める条例と同様に国の基準に基づき運営ルールを条例として定めるものでございます。

以上で議案第8号 水上村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての説明を終わります。御審議方、よろしく願いいたします。

○議長（那須良策君） 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 討論なしと認めます。討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方、挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第8号 水上村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

————○————

日程第13 議案第9号 財産の処分について（村有林）

○議長（那須良策君） 日程第13 議案第9号 財産の処分について（村有林）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田代産業振興課長。

○産業振興課長（田代浩幸君） 議案書27ページ、議案第9号 財産の処分について（村有林）説明いたします。

次のとおり財産を処分することについて、議会の議決を求めるものでございます。財産の処分といたしまして、水上村大字湯山字崩ノ尾、狸穴の村有林でございます。

提案理由につきましては、財産の処分につきまして、地方自治法第96条第1項第8号及び水上村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

次のページ、28ページをお願いいたします。

処分いたします財産の(1) 処分する財産の所在地、種別及び数量でございますが、所在地が球磨郡水上村大字湯山字崩ノ尾454番地の1、同じく494番地の14、球磨郡水上村大字湯山字狸穴2507番地の1、同じく狸穴2507番地の5でございます。種別は村有林、材積はヒノキの他448.59立方メートルでございます。

(2) の処分の方法ですが、森林環境保全整備事業委託者の契約。

処分の目的ですけれども、森林環境保全整備事業に伴う間伐ということでございます。

(4) の処分金額ですが720万1,822円。

処分の相手方は、熊本県球磨郡水上村大字岩野160番地、名称が上球磨森林組合、代表理事組合長、廣瀬親吾。

処分年月日は令和7年12月31日でございます。

以上で説明を終わります。御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長(那須良策君) 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長(那須良策君) 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長(那須良策君) 討論なしと認めます。討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長(那須良策君) 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方、挙手を願います。

[挙手全員]

○議長(那須良策君) 全員賛成でございます。よって、議案第9号 財産の処分について(村有林)は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第14 議案第10号 工事請負変更契約の締結について(陸上競技場用地造成工事1工区)

○議長（那須良策君） 日程第14 議案第10号 工事請負変更契約の締結について（陸上競技場用地造成工事1工区）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。那須地方創生推進課長補佐。

○地方創生推進課課長補佐（那須裕平君） 続きまして、議案書29ページをお願いいたします。

議案第10号 工事請負変更契約の締結につきまして御説明申し上げます。

水上村陸上競技場用地造成工事（1工区）契約について、下記のとおり変更するにあたり、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としまして、請負金額を変更するにつき、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

令和7年12月17日の臨時議会におきまして、第1回請負契約の議決をいただき、今回、第2回目の変更契約の締結をお願いするものでございます。変更前請負金額が1億930万9,668円、変更後請負金額が1億13万6,851円となり、917万2,817円の減額変更をお願いするものでございます。

今回、第2回目としての変更契約の議決をお願いします土木工事は、株式会社武田建設が受注施工している工事でございます。今回の変更につきましては、旧湯山小学校への新たな進入路につきまして、現在、路側構造物が完了し、車両の通行はできる状況となっておりますが、第2工区造成工事に伴い、現在の道路がなくなるため、旧湯山小学校改修工事への工事用道路の確保が必要となります。また、工事用道路の確保に合わせて湯山地域交流センターや体育館利用者の交通の便を考慮し、舗装工、防護柵工、排水構造物工等の一部の工種について施工時期を見直し、今回、減額変更するものでございます。

なお、今回減額する舗装工事等につきましては、翌年度、駐車場舗装工事を発注する際に合わせて施工することとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（那須良策君） 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ声あり〕

○議長（那須良策君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ声あり〕

○議長（那須良策君） 討論なしと認めます。討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方、挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第10号 工事請負変更契約の締結について（陸上競技場用地造成工事1工区）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

お諮りします。日程第15 議案第11号から日程第19 議案第15号まで関連がありますので、一括して上程したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

一括して上程します。

-----○-----

日程第15 議案第11号 村道の廃止について（高城小学校線）

日程第16 議案第12号 村道の廃止について（小学校神揚線）

日程第17 議案第13号 村道の廃止について（覚井高城線）

日程第18 議案第14号 村道の認定について（小学校神揚線）

日程第19 議案第15号 村道の認定について（覚井馬場線）

○議長（那須良策君） 議案第11号 村道の廃止について（高城小学校線）、議案第12号 村道の廃止について（小学校神揚線）、議案第13号 村道の廃止について（覚井高城線）、議案第14号 村道の認定について（小学校神揚線）、議案第15号 村道の認定について（覚井馬場線）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。信國建設課長。

○建設課長（信國俊輔君） 議案第11号、議案第12号、議案第13号 村道の廃止について、議案第14号、議案第15号 村道の認定につきましては関連がございますので一括して御説明申し上げます。

議案書30ページをお願いいたします。

議案第11号 村道の廃止について御説明申し上げます。

水上村の村道路線を、別添調書のとおり廃止するにつき議会の議決を求めるものでございます。

提案理由につきましては、村道路線を廃止するにつき、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

議案書31ページ、村道廃止路線調書に併せまして、右肩番号②議案説明資料16ページ、村道廃止路線見取図をお願いいたします。

整理番号2-14、路線名、高城小学校線、起点、湯山字馬場、終点、湯山字覚

井、主な経過地につきましては、馬場公民館前、馬場美尾谷線より湯山小学校までを結ぶ路線でございます。高城小学校線につきましては、陸上競技場整備に伴い、高城公園横から旧湯山小学校までの道路がなくなり、終点部の変更が生じるため路線の廃止をお願いするものでございます。

続きまして、議案書 32 ページをお願いいたします。

議案第 12 号 村道の廃止について御説明申し上げます。

水上村の村道路線を、別添調書のとおり廃止するにつき議会の議決を求めるものでございます。

提案理由につきましては、村道路線を廃止するにつき、道路法第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

議案書 33 ページ、路線調書に併せまして、議案説明資料 17 ページ、見取図をお願いいたします。

整理番号 2-15、路線名、小学校神揚線、起点、湯山字覚井、終点、湯山字神揚、主な経過地につきましては、湯山小学校正門より覚井本野線、覚井宮原線を交差し、スクールバス車庫前、湯山縦断線交点までを結ぶ路線でございます。小学校神揚線につきましては、起点部が旧湯山小学校体育館横となっておりますが、陸上競技場整備に伴い、起点部の変更が生じるため路線の廃止をお願いするものでございます。

続きまして、議案書 34 ページをお願いいたします。

議案第 13 号 村道の廃止について御説明申し上げます。

水上村の村道路線を、別添調書のとおり廃止するにつき議会の議決を求めるものでございます。

提案理由につきましては、村道路線を廃止するにつき、道路法第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

議案書 35 ページ、路線調書に併せまして、議案説明資料 18 ページ、見取図をお願いいたします。

整理番号 2-54、路線名、覚井高城線、起点、湯山字覚井、終点、湯山字神揚となります。主な経過地につきましては、覚井本野線、椎葉和広宅前より高城公園までを結ぶ路線でございます。高城小学校線につきましては、陸上競技場整備に伴い、路線全てがなくなるため、路線の廃止をお願いするものでございます。

なお、以上 3 路線廃止路線調書にございます主な経過地の名称等につきましては、村道認定時の表記でございます。

続きまして、議案書 36 ページをお願いいたします。

議案第 14 号 村道の認定について御説明申し上げます。

水上村の村道路線を、別添調書のとおり認定するにつき議会の議決を求めるものでございます。

提案理由につきましては、村道路線を追加認定するにつき、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

議案書37ページ、路線認定調書に併せまして、議案説明資料19ページ、村道認定路線見取図をお願いいたします。

整理番号2-15、路線名、小学校神揚線、起点、湯山字覚井、終点、湯山字神揚となります。主な経過地につきましては、旧湯山小学校地域交流センターより覚井本野線、覚井宮原線を交差し、スクールバス車庫前湯山縦断線交点までを結ぶ路線でございます。今回、陸上競技場造成工事及び駐車場整備工事に伴い、起点が旧湯山小学校体育館前から地域交流センター前へと変更となるため、路線の追加認定をお願いするものでございます。

続きまして、議案書38ページをお願いいたします。

議案第15号 村道の認定について御説明申し上げます。

水上村の村道路線を、別添調書のとおり認定するにつき議会の議決を求めるものでございます。

提案理由につきましては、村道路線を追加認定するにつき、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

議案書39ページ、村道認定路線調書に併せまして、議案説明資料20ページ、村道認定路線見取図をお願いいたします。

整理番号2-78、路線名、覚井馬場線、起点、湯山字覚井、終点、湯山字馬場となります。主な経過地につきましては、覚井本野線より高城公園横をとおり、馬場美尾谷線交点までを結ぶ路線でございます。今回、陸上競技場整備工事に伴い、覚井高城線の代替え道路として整備するにあたり、路線の追加認定をお願いするものでございます。

以上、説明を終わります。御審議方、よろしくをお願いいたします。

○議長（那須良策君） 説明を終わります。

一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

○議長（那須良策君） 6番、荒嶽晋君。

○6番（荒嶽 晋君） 湯山に長年住んでおきながら、ここが村道だったのかとびっくりしたところがありました。高城小学校線、何ですかね、木工所のとこまではですね、高城公園の馬場からの高城公園の入り口のところまではアスファルト舗装、その先は砂利で木工所までは車も進入できていたんですが、その先は人が歩くのが精一杯というふうな道だったんで、あそこが村道というのがびっくりしたんですが、

村道の規格の規定とかはなかとですかね。

○議長（那須良策君） 信國建設課長。

○建設課長（信國俊輔君） お答えいたします。

村道の認定につきましては、議会で議決を経るものでございまして、起点、終点、主な経過地等を認定いただければ村で管理することとなります。現在、実際舗装道路でなくても通行、歩行できるような村道でも認定している路線はございます。

以上でございます。

○議長（那須良策君） はい、6番、荒嶽晋君。

○6番（荒嶽 晋君） 答弁ありがとうございました。勉強になりました。

○議長（那須良策君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

これより議案ごとに討論・採決を行います。

議案第11号 村道の廃止（高城小学校線）について討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 討論なしと認めます。討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方、挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第11号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第12号 村道の廃止（小学校神揚線）について討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 討論なしと認めます。討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方、挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第12号は、原案のとおり

り可決することに決定いたしました。

議案第13号 村道の廃止（覚井高城線）について討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 討論なしと認めます。討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方、挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第13号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第14号 村道の認定（小学校神揚線）について討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 討論なしと認めます。討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方、挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第14号は、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第15号 村道の認定（覚井馬場線）について討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 討論なしと認めます。討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方、挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第15号は、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで、暫時休憩します。再開を14時15分といたします。

-----○-----

休憩 午後2時00分

再開 午後2時15分

-----○-----

○議長（那須良策君） 休憩中の会議を再開します。

-----○-----

日程第20 議案第16号 県営農業競争力強化農地整備事業に係る分担金額の決定
について（諏訪溝・小屋谷溝）

○議長（那須良策君） 日程第20 議案第16号 県営農業競争力強化農地整備事業
に係る分担金額の決定（諏訪溝・小屋谷溝）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田代産業振興課長。

○産業振興課長（田代浩幸君） 議案書40ページ、議案第16号でございます。

県営農業競争力強化農地整備事業に係る分担金額の決定についてを説明いたしま
す。

県営農業競争力強化農地整備事業に係る分担金額を別添のとおり定めるにつき、
議会の議決を求めるものでございます。

提案理由ですが、分担金の額、徴収時期、方法を決定するにあたり、地方自治法
第96条第1項第4号及び県営土地改良事業分担金徴収条例第3条第2項の規定に
より、議会の議決を経る必要があるためでございます。

次のページを御覧ください。

令和7年度県営農業競争力強化農地整備事業に係る分担金額明細書でございます。

1の事業主体は、熊本県、事業地区につきましては、岩野地区の諏訪溝と小屋谷溝、
事業内容につきましては、圃場整備・小屋谷溝の改修工事でございます。

4の事業費は、令和7年度の全体事業費といたしまして1,200万円。

5の町村毎対象事業費につきましては、小屋谷溝の施工区域内には、多良木町も
含まれますことから、施工区域内の面積に応じて多良木町と取り交わしております
覚書により、当該年度の事業費を水上村97.5%、多良木町2.5%にてそれぞれ
負担することとしております。よって、水上村分が1,170万円、多良木町分が
30万円となります。

6の国県補助金等につきましては、国県合わせまして補助率82.5%の965
万2,500円です。

②の議案説明資料21ページをお願いいたします。

受益者分担金額の算定基礎でございますが、県営土地改良事業分担金徴収条例の

規定により、分担金の額は、毎年度当該事業に要する経費のうち、国または県費補助金を差引いて得た額とし、受益者の分担割合は、受益に応じて村長が定めらるゝておゝり、国が定めます土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針によりまして、国55%、県27.5%、市町村10%、合計92.5%となりますので、受益者の分担率は、対象事業費の7.5%の87万7,500円とするものでございゝます。

なお、溝別分担金額につきましては、諏訪溝組合、代表者幸野敏朗、分担金額45万2,903円、小屋谷溝組合、代表者西彰次郎、分担金額42万4,597円でございます。

議案書41ページに戻っていただきまして、7の本村分担金につきましては、水上村が97.5%の117万円、受益者分担金が87万7,500円の合計204万7,500円が県に収める金額となります。

8の受益面積につきましては、34.1ヘクタール、9の受益戸数につきましては、99戸、10の納付期限につきましては、令和8年3月31日とするものでございゝます。

以上で説明を終わります。御審議方、よろしくお願ひいたします。

○議長（那須良策君） 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 討論なしと認めます。討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方、挙手を願ひます。

[挙手全員]

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よつて、議案第16号 県営農業競争力強化農地整備事業に係る分担金額の決定（諏訪溝・小屋谷溝）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第21 議案第17号 団体営農業農村整備事業（農業水路等長寿命化・防災減災型）に係る受益者負担金額の決定について

○議長（那須良策君） 日程第21 議案第17号 団体営農業農村整備事業（農業水路等長寿命化・防災減災型）に係る受益者負担金額の決定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田代産業振興課長。

○産業振興課長（田代浩幸君） 議案書42ページ、議案第17号でございます。

団体営農業農村整備事業（農業水路等長寿命化・防災減災型）に係る受益者負担金額の決定についてを説明いたします。

団体営農業農村整備事業に係る受益者負担金額を別添のとおり定めるにつき、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございますが、負担金の額、徴収時期、方法を決定するにあたり、地方自治法第96条第1項第4号及び水上村営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例第3条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

43ページを御覧ください。

令和7年度団体営農業農村整備事業に係る受益者負担金額の明細書です。

1の事業主体は、水上村、事業地区は、高澄溝地区、事業内容につきましては、用水路改修2,220メートル、事業費は、令和7年度は測量設計業務委託でございまして1,650万円でございます。内訳は、国県の補助金が1,138万5,000円、受益者負担金が123万7,500円、村の負担金が387万7,500円です。

②の議案説明資料22ページをお願いいたします。

受益者負担金額の算定基礎でございますが、水上村営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例第3条の規定により、受益者から徴収する負担金の総額は、当該事業に要する経費から当該事業に対し交付を受ける国または県の補助金の額を控除した額を超えない範囲内において村長が定めるとなっており、②の団体営農業農村整備事業の受益者負担金については、岩野地区で実施される県営土地改良事業の受益者負担率と同率の7.5%とし、全体事業費に受益者負担率を乗じ算出するものでございます。事業費1,650万円の7.5%の123万7,500円でございます。

議案書43ページに戻っていただきまして、4の本村の分担金といたしましては387万7,500円、受益者面積につきましては31ヘクタール、受益者代表は、高澄溝組合、代表村山清張、受益戸数につきましては50戸、8の納期限につきましては、令和8年3月31日とするものでございます。

説明は以上でございます。御審議方、よろしくをお願いいたします。

○議長（那須良策君） 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、荒嶽晋君。

○6番（荒嶽 晋君） はい、1点お尋ねしたいと思います。

今回は測量設計の業務委託料ということでこの金額になっております。これが本体工事になったときはどれぐらいの金額を見積もられておるのかをちょっと教えてください。

○議長（那須良策君） 田代産業振興課長。

○産業振興課長（田代浩幸君） 本工事ですけれども、全体で本工事が1億2,000万円ほどを見込んでいますところですが、今回の補正予算におきまして、国の予算が付いておりますので、その分を先に前倒しいたしまして実施をするということになります。

以上でございます。

○議長（那須良策君） 6番、荒嶽晋君。

○6番（荒嶽 晋君） はい、6番です。

これ結局本工事に関しても受益者負担は押し述べて7.5%というところで考えておいてよろしいのでしょうか。

○議長（那須良策君） 田代産業振興課長。

○産業振興課長（田代浩幸君） この工事につきましてもその方向で考えております。

○6番（荒嶽 晋君） ありがとうございます。

○議長（那須良策君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 討論なしと認めます。討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方、挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第17号 団体営農業農村整備事業（農業水路等長寿命化・防災減災型）に係る受益者負担金額の決定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第 2 2 議案第 1 8 号 水上村辺地総合整備計画の変更について

○議長（那須良策君） 日程第 2 2 議案第 1 8 号 水上村辺地総合整備計画の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田代総務課長。

○総務課長（田代浩章君） それでは、議案書① 4 4 ページをお願いいたします。

議案第 1 8 号 水上村辺地総合整備計画の変更について御説明を申し上げます。

水上村辺地総合整備計画を別添のとおり変更するにあたり議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしまして、辺地総合整備計画を変更するには、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 8 項の規定により、議会の議決を必要とするためでございます。

次のページをお願いいたします。

水上村辺地総合整備計画書でございます。現在の計画は、令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年間となっております。本村には 4 つの辺地がございまして、今回は江代辺地の変更でございます。

次のページをお願いいたします。

総合整備計画書でございます。中段の 2、公共的施設の整備を必要とする事情、こちらに赤字の下線で示してございます、読点を含んで、老朽化に伴う簡易水道施設の維持修繕、こちらの文言を追加するものでございます。

次に、下段の 3、公共的施設の整備計画の 3 段目に、厚生福祉施設、簡易水道施設に事業費として 8 3 0 万円、財源として一般財源 8 3 0 万円、一般財源の内辺地対策事業債の予定額に同じく 8 3 0 万円を追加するものでございます。

次のページをお願いいたします。

こちらは施設別、年次別計画表でございますが、下段の表になりますが、令和 8 年度として古屋敷地区簡易水道施設管理事業、簡易水道施設維持修繕として 8 3 0 万円を追加するものでございます。財源は全て辺地債でございます。

古屋敷地区簡易水道施設につきましては、古屋敷簡易水道が平成 1 2 年の 3 月、古川簡易水道が平成 1 3 年の 5 月にそれぞれ完成してございますが、完成から 2 5 年を経過し、古屋敷浄水場の水源ポンプ、ろ過機電動弁、送水ポンプの取替え、それから、古屋敷浄水場送水ポンプの取替え等が必要となってまいりましたので、今回、計画の変更をお願いするものでございます。

なお、当該予算につきましては、令和 8 年度簡易水道事業会計の当初予算に計上いたしてございます。

以上、御審議方、よろしくをお願いいたします。

○議長（那須良策君） 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 討論なしと認めます。討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方、挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第18号 水上村辺地総合整備計画の変更については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第23 議案第19号 水上村過疎地域持続的発展計画の策定について

○議長（那須良策君） 日程第23 議案第19号 水上村過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田代総務課長。

○総務課長（田代浩章君） 続きまして、議案書49ページをお願いいたします。

議案第19号 水上村過疎地域持続的発展計画の策定について御説明を申し上げます。

水上村過疎地域持続的発展計画を別添のとおり策定するにつき議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしまして、水上村過疎地域持続的発展計画を策定するには、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

議案別添資料③をお開きください。こちらの2ページお願いいたします。ページが2段になっておりますが、数字の両側にハイフンが付いたページでございます。下のほうのページの2ページでございます。

こちらは2月の全員協議会において説明いたしました資料でございます。改めて概要につきまして御説明を申し上げます。

まず、1の計画の策定趣旨でございますが、国の過疎地域対策については、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が10年間の時限立法として制定されて以来、こ

れまで50年にわたり特別措置が講じられてきたところでございます。

中段の下線のところでございますが、現在の法律は、過疎地域の持続的発展という新たな理念のもと、令和3年の4月に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法という形で施行されているところでございます。

次に、下段の下線のところでございますが、本村においては、水上村過疎地域持続的発展計画、前期の5年を令和3年に策定し、これまで取り組んでまいりましたけれども、令和7年度末で前期計画が終了することから、後期5年となる水上村過疎地域持続的発展計画を策定したところでございます。計画策定にあたっては、第6次水上村総合計画後期基本計画及び第3期水上村まち・ひと・しごと創生総合戦略等との内容の整合性を図ったところでございます。

次に、2のこれまでの過疎法の変遷でございますが、そこに記載のとおり、現在の計画につきましては、強調文字に下線で示しておりますとおり、過疎地域持続的発展支援特別措置法、令和3年～令和12年度までの時限立法でございます。

次に、3、過疎地域の指定の基本要件でございますが、①と②に記載のとおりでございますが、本村においては令和3年当初にクリアをしております、10年間継続されるものでございます。

次のページをお願いいたします。

3の計画の概要の1)地域の持続的発展のための基本方針では、中段の下線のところでございますが、特に若年層の減少による地域の活力低下、一次産業の衰退など厳しい状況にあることには変わらず、少子高齢化の傾向は高まり、さらに厳しさを増してくる課題も多い。今後は、限られた財源のなか、より効果のある過疎対策を進めていく必要があります。次の下線部分でございますが、水上村人口ビジョンの第3期と水上村まち・ひと・しごと創生総合戦略、令和7年3月の改定分、こちらも踏まえまして、本村が抱える地域課題の解決のため、各種施策に取り組み、持続的に発展していく地域づくりを進めるものでございます。

次の2)地域の持続的発展のための基本目標では、令和42年の人口の目標を975人とするものでございます。内閣府の推計では、令和42年に830人と推計してございますので、それを145人抑制していくものでございます。併わせまして、合計特殊出生率を令和12年までに年間2.00人、令和17年に年間2.10人を目指すものでございます。

次に、3)計画の達成状況の評価に関する事項でございますが、こちらは、水上村まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会におきまして、施策の調査、検証、審議を行うものでございます。

4)計画期間でございますが、強調文字の下線部分、後期として令和8年の4月

1日から令和12年の3月31日までの5年間でございます。

5) 公共施設等総合管理計画との整合ということで、水上村公共施設等総合管理計画との整合性を図っていくものでございます。

次に、各分野の現況と問題点、その対策、事業計画でございますけれども、12項目ございますが、時間の都合上、項目のみ申し上げます。1つ目は、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成でございます。

次のページをお願いいたします。

2つ目が産業の振興、3つ目が地域における情報化、4つ目が交通施設の整備、交通手段の確保でございます。

次のページをお願いいたします。

5つ目が生活環境の整備、6つ目が子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉向上及び増進でございます。7つ目が医療の確保、8つ目が教育の振興。

次のページをお願いいたします。

9つ目が集落の整備、10個目が地域文化の振興等、11個目が再生可能エネルギーの利用の推進、最後、12個目がその他地域の持続的発展に関し必要な事項、こちらでございます。

次に、4、過疎法に基づく国の支援策でございますが、過疎対策事業債による支援といたしまして、ハード事業、ソフト事業におきまして過疎債の充当率100%、そして翌年度以降の元利償還金の70%を交付税措置されるものでございます。

最後に、5の計画策定にかかる今後のスケジュールでございますが、2月10日に熊本県からの同意をいただいております。今定例会で議決いただきました後に、国、総務省でございますが、こちらに計画を提出する予定でございます。

以上が計画の概要でございます。

議案別添資料③の7ページからが今回の計画でございます。後ろの方になりますが、48ページをお願いいたします。

こちらは年度ごとの事業計画でございます。こちらは過疎債の利用の有無に関係なく計画の項目に沿って過疎地域として持続的発展を進めていく上で必要な事業を総合計画に基づき、全て掲載してございます。あくまでもこの計画に計上しておかないといざというときに過疎債を充当することができませんので、事業費を計上してございまして、単年度の予算へ計上を約束するものではございませんので、よろしくをお願いいたします。

最後の52ページになりますけれども、こちらに総計といたしまして、中ほどでございます。5年間の概算事業費として63億4,419万1,000円と計上しているところでございます。

以上、簡単ではございますが、説明に代えさせていただきます。御審議方、よろしくお願いたします。

○議長（那須良策君） 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 討論なしと認めます。討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方は、挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第19号 水上村過疎地域持続的発展計画の策定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第24 議案第20号 水上村商工会員の借入資金に関する預託について

○議長（那須良策君） 日程第24 議案第20号 水上村商工会員の借入資金に関する預託についてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、5番、山崎隆浩君に退場を求めます。

(5番 山崎隆浩君 退場)

○議長（那須良策君） 提案理由の説明を求めます。田代産業振興課長。

○産業振興課長（田代浩幸君） それでは、議案書50ページ、議案第20号 水上村商工会員の借入資金に関する預託について説明いたします。

提案理由でございますが、本村商工会員の借入資金として預託を行うにあたり、地方自治法96条第1項第6号の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

まず、1番の預託する資金の金額につきましては、2,000万円、預託する期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間、3の預託する利子につきましては、年利0.002%、4の預託する金融機関につきましては、熊本県信用組合多良木支店でございます。

以上で説明を終わります。御審議方、よろしくお願ひいたします。

○議長（那須良策君） 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 討論なしと認めます。討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方は、挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第20号 水上村商工会員の借入資金に関する預託については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで、5番、山崎隆浩君の入場を求めます。

(5番 山崎隆浩君 入場)

○議長（那須良策君） ここで暫時休憩します。再開を15時といたします。

-----○-----

休憩 午後2時50分

再開 午後3時00分

-----○-----

○議長（那須良策君） 休憩中の会議を再開します。

お諮りします。日程第25 議案第21号から日程第29 議案第25号まで関連がありますので、一括して上程したいと思いますが、異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

一括して上程します。

-----○-----

日程第25 議案第21号 令和7年度水上村一般会計補正予算（第9号）

日程第26 議案第22号 令和7年度水上村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）

日程第27 議案第23号 令和7年度水上村後期高齢者医療特別会計補正予算（第

2号)

日程第28 議案第24号 令和7年度水上村簡易水道事業会計補正予算(第4号)

日程第29 議案第25号 令和7年度水上村下水道事業会計補正予算(第2号)

○議長(那須良策君) 議案第21号 令和7年度水上村一般会計補正予算(第9号)、議案第22号 令和7年度水上村国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第4号)、議案第23号 令和7年度水上村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)、議案第24号 令和7年度水上村簡易水道事業会計補正予算(第4号)、議案第25号 令和7年度水上村下水道事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田代総務課長。

○総務課長(田代浩章君) 補正予算の説明につきましては、この場から説明をさせていただきます。

それでは、補正予算書⑤3ページをお願いいたします。

議案第21号 令和7年度水上村一般会計補正予算(第9号)につきまして、御説明申し上げます。

令和7年度水上村一般会計補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正で、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,881万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億7,100万円とするものでございます。

また、第2条におきまして、既定の地方債補正を、第2表地方債補正のとおり行い、第3条におきまして、翌年度に繰り越して使用する経費を第3表繰越明許費のとおり定めるものでございます。

次のページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入におきましては、各種事業の精算や国の令和7年度補正に伴う補正が主なものでございますが、今回、5ページ上段にございます、15款国庫支出金、国庫補助金の災害復旧事業費補助金の減、16款県支出金、県補助金の農林水産業費補助金の増、17款財産収入、財産運用収入の基金利子の増、20款繰越金と21款諸収入の雑入の減、22款村債の増、こちらが歳入の主なものでございます。

次のページをお願いいたします。歳出におきましても全般的に各事業の精算や国の令和7年度補正に伴う補正を行ってございますが、事業的な補正について申し上げます。

まず、2款の総務費の総務管理費での減債基金の積立金の増、8項の地方創生推進費でのスポーツ環境整備事業費の増、次のページ、11款災害復旧費の農林水産業施設災害復旧において、事業の精算、令和8年度への組替え等による減が主なも

のでございます。

8ページ、9ページをお願いいたします。第2表地方債の補正でございます。今回、事業費の増額や精算、令和8年度への組替え等により、地方債につきましても同意額にあわせ補正をお願いするものでございます。今回、トータルで限度額を1,860万円増の11億6,680万円とするところでございます。また、利率のところでございますが、これまで年3%以内といたしてございましたが、昨今の金利上昇により、5%以内に補正をお願いするものでございます。詳細につきましては、歳入事項別明細書にて御説明を申し上げます。

10ページをお願いいたします。第3表繰越明許費でございます。今回、10件の繰越しをお願いするものでございます。最初の総合行政システム費につきましては、国の令和7年度補正による住民記録システム、旧氏ふりがな記載改修に伴うもので、こちらは改修ベンダーの年度内対応が困難となってまいりましたので、今回、補正をお願いし、全額繰越しをお願いするものでございます。

次の2つ目、水上村経済回復活性化事業費につきましては、1月発行の第3回水上生活応援券等、2月の全員協議会で御説明申し上げました、7月発行予定の第3回水上生活応援券、電気料高騰補填分、そしてLPガス世帯向け物価高騰対応生活者支援交付金、3つに係るもので、合計で4,601万円の繰越しをお願いするものでございます。

次の3つ目、公営企業会計繰出金につきましては、簡易水道事業会計に係るもので、水道浄水場等監視カメラ設置工事、岩野地区地下水源試掘調査業務、物価高騰対応による水道料基本料金の減免分に係るもので、合計で2,030万円の繰越しをお願いするものでございます。

次の4つ目、農業基盤整備費につきましては、国の令和7年度補正による高澄溝用水路改修工事に伴うもので、今回補正をお願いし、全額繰越しをお願いするものでございます。

次の5つ目、道路新設改良費につきましては、村道石舟五本松線道路改良工事に伴う新無反野橋橋梁上部工工事、それから、村道岩野横断線道路改良工事に係るもので、球磨管内の復興需要の急増により、慢性的な労働者不足が発生し、工事完了に遅れを生じたこと等によりまして9,288万円の繰越しをお願いするものでございます。

次の6つ目、道路舗装費につきましては、村道宮原神揚線道路舗装工事に伴うもので、こちらも球磨管内の復興需要の急増により、慢性的な労働者不足が発生し、工事完了に遅れを生じたこと等によりまして1,750万円の繰越しをお願いするものでございます。

次の7つ目、6年災林道施設災害復旧費につきましては、林道梅木鶴線災害復旧工事（台風10号分）と同じく、林道梅木鶴線の災害復旧工事（9月豪雨）に伴うもので、こちらも球磨管内の復興需要の急増により、慢性的な労働者不足や積雪により、工事完了に遅れを生じたことから、今回1億2,730万円の繰越しをお願いします。

次に、8つ目の4年災林道施設災害復旧費につきましては、林道梅木鶴線災害復旧工事（1工区）に伴うもので、こちらも同じく、球磨管内の復興需要の急増により、慢性的な労働者不足や積雪により、工事完了に遅れを生じたことから380万円の繰越しをお願いします。

次に、9つ目、2年災林道施設災害復旧費につきましては、林道上米良大平線災害復旧工事5号箇所に伴うもので、こちらは法面最上部の増破により関係機関との協議が生じたため、年度内の完了が困難となったことから1億8,400万円の繰越しをお願いします。

最後になります10個目でございます。2年災公共土木施設災害復旧費につきましては、村道片地横才線道路災害復旧工事に伴うもので、こちらも球磨管内の復興需要の急増によりまして、慢性的な労働者不足により入札不調が相次いだことによりまして1,200万円の繰越しをお願いします。

合計10件の5億7,143万7,000円の繰越しをお願いします。

16ページ、17ページをお願いいたします。歳入の事項別明細書でございます。主なものにつきまして私のほうから御説明を申し上げます。

今回、全般的に各種事業の精算、災害復旧事業においては、事業の先送り等に伴います減額補正を行ってございますが、まず、中段の13款分担金及び負担金、1目の分担金の県営土地改良事業受益者分担金につきましては、先ほど議案第16号でも御説明いたしましたとおり、令和7年度事業が既に整備している下里坊地区の漏水工事のみで、面整備等においては入札不調により事業実施ができなかったことから減額補正をお願いします。

次の団体営土地改良事業受益者分担金につきましては、高澄溝用水路改修に伴うもので、本年度は測量設計業務のみでございましたが、工事分について、国の令和7年度補正予算の採択を受けましたので、470万2,000円の補正をお願いします。

次に、下段のほうになりますが、15款国庫支出金、2項国庫補助金の1目総務費補助金、4節の地方創生臨時交付金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、2月の全員協議会で御説明申し上げました予算措置額と実交付額

との差額分712万5,000円について補正をお願いするものでございます。

次のページをお願いいたします。上段の4目土木費補助金、2節道路事業費補助金の社会資本整備総合交付金につきましては、村道石舟五本松線道路改良工事に伴う新無反野橋橋梁上部工事に係るもので、事業の精算によりまして減額補正をお願いするものでございます。

次の6目災害復旧事業費補助金の3節6年災林道施設災害復旧事業費補助金につきましては、林道梅木鶴線災害復旧工事（台風10号分）と同じく、梅木鶴線の災害復旧工事（9月豪雨）に伴うもので、こちらは事業の精算によりまして減額補正をお願いするものでございます。

次の4年災林道施設災害復旧事業費補助金につきましては、梅木鶴線、上米良大平線、倉谷線災害復旧工事に係るもので、事業の精算や令和8年度への組替えによりまして1億1,534万3,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次の2年災林道施設災害復旧事業費補助金につきましては、上米良大平線災害復旧工事、1工区と5工区でございまして、1工区につきましては4,955万円を追加し、繰越しをお願いし、5工区につきましては、令和8年度への組替えによりまして1億4,865万円の減額、合わせて9,910万円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、下段になります、16款県支出金、2項4目1節農業費補助金の上段の中山間地域等直接支払交付金につきましては、対象集落が14集落から13集落に減りましたことと等によりまして、実績による減額補正をお願いするものでございます。

同じ段の下段でございまして、農地利用最適化交付金につきましては、農業委員や農地利用最適化推進委員の能率給でございまして、活動成果実績見込みによりまして159万5,000円の減額補正をお願いするものでございます。

一番下になります、森林環境保全整備事業補助金につきましては、村有林矢立原団地ほか4団地の下刈り、間伐、枝打ち等の事業の精算により減額補正をお願いするものでございます。

次のページをお願いいたします。上段になります、農業水路等長寿命化・防災減災事業費補助金につきましては、高澄溝地区の水路改修に伴うもので、先ほどの分担金のところでも御説明申し上げました、国の令和7年度補正の採択を受けましたので4,326万3,000円の補正をお願いするものでございます。

次の市町村営林道点検診断・保全整備事業補助金（保全整備）につきましては、林道瀬谷線、瀬谷橋ほか3件の橋梁補修工事に伴うもので、事業の精算により減額補正をお願いするものでございます。

17款財産収入、1目基金利子及び配当金でございまして、総額で2,008万9,000円の補正をお願いするものでございます。

次の竹木売却収入につきましては、村有林崩ノ尾団地間伐に伴うもので、実績により減額補正をお願いするものでございます。

一番下になります、企業版ふるさと寄附金につきましては、3件分、220万円の補正をお願いするものでございます。

次のページをお願いいたします。上段の19款繰入金、1目基金繰入金でございしますが、ふるさと創生基金、いきいき人づくり基金、ふるさと応援基金繰入金につきましては、各事業の実績によりまして減額または増額補正をお願いするものでございます。4つ目の新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金につきましては、議案第7号での基金条例廃止に伴いまして、213万8,000円の補正をお願いし、一般会計に繰り入れ、国庫へ返納するものでございます。

次の20款繰越金につきましては、全体の財源調整を行ってございます。

次の21款諸収入、5目の雑入のデジタル基盤改革支援補助金につきましては、総合行政システム標準化に伴うもので、当初令和7年中の移行を予定してございましたが、ベンダーにおいて多数の自治体に同時並行で対応を行っている関係から負荷が増大となり、対応が困難となってまいりましたので、令和8年度へ組替えによりまして減額補正をお願いするものでございます。

次に、22款村債、1項1目総務債のスポーツ環境整備事業債（過疎債）につきましては、旧湯山小学校改築工事及び1工区から3工区までの造成工事に係るもので、県の同意額に基づきまして5,110万円の補正をお願いするものでございます。

次に、2目農林水産業債、農業農村整備事業債（過疎債）につきましては、先ほど説明申し上げました、県営岩野地区農業農村整備事業負担金に係るもので、今回、面整備が入札不調により事業実施ができませんでしたので、減額補正をお願いするものでございます。

次の一般補助施設整備等事業債につきましては、高澄溝地区用水路改修に伴うもので、先ほど分担金、県補助金のところでも御説明申し上げました、国の令和7年度補正を受けまして、本村負担分として1,320万円の補正をお願いするものでございます。

次の林道整備事業債（過疎債）でございしますが、林道瀬谷線、瀬谷橋ほか3件の橋梁補修工事に伴うもので、事業の精算により減額補正をお願いするものでございます。

次の道路橋梁整備事業債（辺地債）でございしますが、村道石舟五本松線道路改良

工事に伴う新無反野橋橋梁上部工工事に係るもので、交付決定額によりまして減額補正をお願いするものでございます。

次の道路橋梁整備事業債（過疎債）でございますが、村道岩野横断線道路改良工事に係るもので、こちらも交付決定額によりまして減額補正をお願いするものでございます。

次の防災基盤整備事業債の緊急防災・減災事業債につきましては、非常用発電機設置工事とJアラート装置更新委託に係るもので、事業の精算により減額補正をお願いするものでございます。

次の5目災害復旧事業債の2年災林道施設復旧事業債につきましては、林道上米良大平線災害復旧工事5工区祓川橋に係るもので、令和8年度への組替えにより減額補正をお願いするものでございます。

次のページ、上段をお願いいたします。6年災林道施設災害復旧事業債につきましては、林道梅木鶴線災害復旧工事に係るもので、事業の精算によりまして減額補正をお願いするものでございます。

最後でございます。学校教育施設等整備事業債（過疎債）につきましては、給食センター食器・食缶洗浄機購入に伴うもので、こちらも事業の精算により減額補正をお願いするものでございます。

26、27ページをお願いいたします。歳出の事項別明細書について御説明を申し上げます。今回、全般的に1月の昇給や最終調整によります人件費の補正、各種事業の精算をお願いしてございますが、こちらの説明につきましては割愛をさせていただきます。

まず、下段の2款総務費、1項2目一般財産管理費の積立金でございますが、今回、全般的に利子積立金の補正をお願いするところでございますが、一番下にあります減債基金積立金といたしまして1億円の補正をお願いするものでございます。

次のページをお願いいたします。上段のふるさと応援基金積立金（企業版）につきましては、歳入でも御説明申し上げました3件分、220万円の補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（那須良策君） 田代産業振興課長。

○産業振興課長（田代浩幸君） 続きまして、3目村有林管理費の森林環境保全整備事業委託料でございますが、村有林の下刈りが3団地、間伐が1団地、枝打ちが1団地の事業費の減によりますもので、実績に応じて減額するものでございます。

○議長（那須良策君） 田代総務課長。

○総務課長（田代浩章君） 続きまして、6目総合行政システム費の国民年金システム

改修委託料と障害福祉サービスシステム改修委託料につきましては、事業の精算によるものでございます。

次の総合行政システム標準化移行委託料につきましては、歳入でも御説明申し上げましたとおり、総合行政システム標準化に伴うもので、令和7年中のベンダーの対応が難しくなっておりましたので、令和8年度への組替えによりまして減額補正をお願いするものでございます。

次の住民記録システム改修委託料（旧氏振り仮名記載）につきましては、国の令和7年度補正に伴うもので、今回、補正をお願いし、全額繰り越しをお願いするものでございます。

次の9目地域公共交通検討対策費のくま川鉄道再生協議会負担金及びくま川鉄道安定化補助金につきましては、額の決定によりましてそれぞれ5,000円と86万円の補正をお願いするものでございます。

次の10目社会保障・税番号制度事業費につきましては、社会保障・税番号制度対応システム改修委託料として、団体内の統合宛名、個人住民税、健康管理システムのデータ標準レイアウト改修業務に伴うもので、こちらも改修年度内対応が困難となっておりましたので、次年度への組替えによりまして減額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（那須良策君） 堤田税務住民課長。

○税務住民課長（堤田江美子君） つづきまして、30ページ、31ページをお願いいたします。2款4項1目戸籍住民基本台帳費です。当初予定しておりました戸籍情報システム標準化委託業務の一部でありますシステム改修範囲拡大等に伴います経過措置のため132万円を減額し、令和8年度へ新たに予算計上させていただくものでございます。その下、戸籍振り仮名通知書作成業務委託料は、実績による減額でございます。いずれも国庫補助事業でございます。

○議長（那須良策君） 那須地方創生推進課長補佐。

○地方創生推進課長補佐（那須裕平君） 続きまして、8項1目地方創生推進事業費でございますが、人件費につきましては割愛いたしまして、22節償還金利息及び割引料につきましては、基金条例廃止に伴い、歳入の新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金213万8,000円の確定に伴います歳出の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金精算返納金140万2,000円の財源補正をお願いするものでございます。

続きまして、水上村経済回復活性化事業につきましては、水上村経済回復活性化補助金としましてエネルギー等の物価高騰の影響を受けた村民への支援を図るため

の水上生活応援券の追加発行とそれに伴う時間外手当、印刷製本費、郵便料などの事務費につきましての増額補正をお願いするものでございます。財源につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。

続きまして、2目スポーツ推進事業費、職員人件費は割愛いたしまして、32、33ページをお願いいたします。スポーツ環境整備事業費、工事請負費、旧湯山小学校改築工事につきまして7,900万円の増額補正をお願いするものでございます。主な変更点といたしましては、建築基準法の改定による排煙窓の追加変更、データ解析を行う赤外線カメラ等のケーブルを通す床の棚上げなどの内装工事の追加、玄関から駐車場までの距離があるため、利用者負担を軽減するため、中庭に車両用スロープを設置する野外通路の追加変更、現行基準の変圧器の製造中止に伴い、新基準の変圧器への変更、高圧充電設備キュービクルの変圧器の増設でございます。財源につきましては過疎債でございます。

以上でございます。

○議長（那須良策君） 西本保健福祉課長。

○保健福祉課長（西本克幸君） 続きまして、3款1項1目の社会福祉費、人件費は割愛いたしまして、18節の負担金補助及び交付金でございますが、社会福祉協議会補助金といたしまして、高齢者世帯等日常生活支援事業に伴います社協職員の人件費改定に伴う補正をお願いいたします。24節積立金は基金利子の積立金です。27節繰出金は国民健康保険特別会計事業勘定繰出金の減額補正となります。

次のページ、34、35ページをお願いいたします。19節扶助費は、障害福祉サービス等扶助費といたしまして、就労支援等の受給者増により330万円の増額をお願いいたします。

3目老人福祉費、12節高齢者生活福祉センター生活援助員設置事業委託料とふれあい会事業委託料につきましては、社会福祉協議会委託に係る職員人件費改定等により増額の補正となります。

13節の元湯温泉施設使用料につきましては、温泉券の利用増に伴う補正となります。

19節扶助費は、老人福祉施設入所者保護措置費といたしまして、実績に伴う減額となります。

24節積立金は、老人福祉対策事業の基金利子積立金でございます。

27節繰出金は、後期高齢者医療特別会計への繰出金の実績に伴う減額でございます。

3款2項3目次世代育成支援事業費、24節の積立金は、子ども育成支援基金の利子積立金でございます。

次のページをお願いいたします。4項1項1目保健衛生総務費、18節負担金補助及び交付金は、各負担金の実績による補正でございます。

22節償還金利息及び割引料でございますが、母子保健衛生費国庫補助金の前年度精算に伴う返納金でございます。

3目の予防費は、財源更正でございます。

以上です。

○議長（那須良策君） 信國建設課長。

○建設課長（信國俊輔君） 続きまして、4目環境衛生費でございます。18節負担金補助及び交付金、こちらにつきましては、合併浄化槽設置補助金でございますが、令和7年度におきまして申請がございませんでしたので、189万円の減額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（那須良策君） 田代産業振興課長。

○産業振興課長（田代浩幸君） 続きまして、6款農林水産業費でございます。1項1目の農業委員会費の農業委員等報酬につきましては、能率給に当たります部分で、財源となります農地利用最適化交付金が活動実績の減により少なかったため、減額するものでございます。

続きまして、2目の農業総務費でございますが、めくっていただきまして、38、39ページの上段、公営企業会計繰出金は、農業集落排水事業に係るもので、公営企業会計で説明がございます。

3目の農業振興費です。18節負担金補助及び交付金の中山間地域等直接支払交付金、1つ飛びまして、多面的機能支払交付金は、令和7年度の制度切替わりにより、取組集落の減、加算への取組変更、見直しによる減額でございますが、中ほどの環境保全型農業直接支払交付金につきましては、取組面積が38アール増加したことによります補正となります。

5目の農業基盤整備費の12節委託料、県営湯山地区県営体育成等促進計画書作成業務委託料は、県の事業採択見送りにによります減額、高澄溝地区用水路改修工事測量設計委託料は、実績によります減額補正で、残額を高澄溝地区用水路改修工事請負費に組み替え、国の補正予算において前倒しで内示がありました分と併せまして6,700万円の補正をお願いするものでございます。

18節負担金補助及び交付金の県営岩野地区農業農村整備事業負担金は、事業が完了整備工事のみで、面整備等が入札不調により減額するもので、県営湯山地区農業農村整備事業負担金は、県の事業採択見送りにによります減額でございます。

2項1目林業総務費は、人件費、2目の林業総務費の24節積立金は森林環境譲

与税の基金利子でございます。

○議長（那須良策君） 信國建設課長。

○建設課長（信國俊輔君） 続きまして、4目橋梁維持管理費でございます。14節工事請負費につきましては、林道橋4路線、5橋につきまして2月までに全ての橋梁補修工事を完了し、事業精算に伴います1,760万円の減額補正でございます。

○議長（那須良策君） 田代産業振興課長。

○産業振興課長（田代浩幸君） 40ページ、41ページでございます。7款1項1目は人件費、2目の商工振興対策費は、新型コロナウイルス感染症対策基金利子の積立金でございます。

5目の桜の里事業費は、財源補正となります。

○議長（那須良策君） 信國建設課長。

○建設課長（信國俊輔君） 続きまして、8款2項道路橋梁費につきましては、補助金起債額の決定に伴います財源補正でございます。

続きまして、42、43ページをお願いします。4項3目ふるさとマイホーム建設推進事業費につきましては、水上村戸建て木造住宅耐震改修事業及び危険ブロック等安全保障事業につきまして申請がございませんでしたので100万円の減額補正をお願いするものでございます。

○議長（那須良策君） 田代総務課長。

○総務課長（田代浩章君） 続きまして、9款消防費、3目災害対策費のJアラート装置更新委託料につきましては、事業の精算によるものでございます。

以上でございます。

○議長（那須良策君） 幸野教育課長。

○教育課長（幸野一樹君） 続きまして、10款教育費です。1項1目の教育委員会費につきましては、基金利子の積立てとなっております。

2目事務局費、3目スクールバス運行費につきましては、人件費となっておりますので割愛させていただきます。

6目学校ICT整備事業費につきましては、事業費確定に伴います備品購入費33万5,000円の減額補正となっております。こちら歳出の減額に合わせまして、歳入につきましても県補助金、それから基金の補正も行っております。

次の3項社会教育費、それから開けていただきまして5項学校給食費の1目学校給食総務費につきましては、人件費の補正となっております。

2目給食費につきましては、総務課長の歳入の際に説明がございましたけれども、食器・食缶洗浄機の導入の事業費確定に伴います財源更正となっております。

○議長（那須良策君） 信國建設課長。

○建設課長（信國俊輔君） 11款災害復旧費でございます。1項3目6年災林道林道施設災害復旧費につきましては、事業精算に伴います財源補正でございます。

5目4年災林道施設災害復旧費、委託料につきましては、林道梅木鶴線災害復旧工事測量設計業務精算に伴います1,562万2,000円の減額補正でございます。

14節工事請負費につきましては、現地手前の災害箇所における工事の遅れにより着手ができなかったため、令和8年度へ予算組替えのためございまして、梅木鶴線②につきましては3,800万円、⑩につきましては5,500万円の減額補正でございます。林道梅木鶴線、倉谷線につきましては、工事完了に伴います事業精算によるもので、林道上米良大平線257万7,000円、倉谷線500万円の減額補正でございます。

続きまして、6目2年災林道施設災害復旧費でございます。林道上米良大平線につきましては、宮崎県境から2キロ手前の法面災害復旧工事について、法面上部の拡大崩壊に伴う変更対応予算として上米良大平線①につきましては5,000万円の増額補正をお願いするものでございます。また、拡大崩壊に伴い、工事の遅れにより、上米良大平線⑤祓川橋でございますけれども、着手することができなかったため、令和8年度へ予算組替えを行うため1億5,000万円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、3項1目7年災単独災害復旧費委託料につきましては、国の補助対象となる災害がなかったことから300万円の減額補正でございます。

以上で、議案第21号 水上村一般会計補正予算（第9号）の説明を終わります。

○議長（那須良策君） 西本保健福祉課長。

○保健福祉課長（西本克幸君） 続きまして、特別会計の説明を行います。49ページをお願いいたします。

議案第22号 令和7年度水上村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）。

令和7年度水上村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条におきまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ957万6,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,431万7,000円とするものでございます。

58ページ、59ページの歳出の方を御説明いたします。1款1項1目一般管理費の27節繰出金は、一般会計で実施しております事業の実績に伴う繰出金の減額でございます。

2款1項1目療養給付費の18節負担金補助及び交付金は、保険納付者が国保連

合会に支払う医療給費の実績による減額となっております。歳入におきまして、普通交付金のほうも同額の減額を行っております。3款については財源更正となります。5款につきましては、基金利子の積立金です。

6款1項1目償還金は、特別交付金の実績によります前年度精算返納金となっております。なお、財源につきましては、57ページにありますとおり、一般会計からの繰入金と繰越金となっております。

以上で、議案第22号 令和7年度水上村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）の説明を終わります。

続きまして、61ページをお願いいたします。議案第23号 令和7年度水上村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

令和7年度水上村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正ですが、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ138万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,850万6,000円とするものでございます。

71ページの歳出の方を御説明いたします。2款1項1目18節後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合に支払う保険料負担金の実績見込みにより増額となるための負担金の増額補正と、後期高齢者医療保険料保健基盤安定負担金は、保険料軽減額の実績減によりまして広域連合に収める負担金の減額補正をお願いいたします。

なお、歳入につきましては、負担金に係る後期高齢者医療保険料と繰入金の補正を行っております。

以上で、議案第23号 令和7年度水上村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

○議長（那須良策君） 信國建設課長。

○建設課長（信國俊輔君） 続きまして、右肩番号⑥令和7年度水上村公営企業会計補正予算書をお願いいたします。

5ページをお願いいたします。議案第24号 令和7年度水上村簡易水道事業会計補正予算（第4号）でございます。

第1条、令和7年度水上村簡易水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところでございます。

第2条、収益的収入及び支出の補正につきましては、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、収入につきましては、1款2項の営業外収益に11万2,000円を追加し、補正後の簡易水道事業収益の予算額を6,179万9,000円、

支出につきましては、1款1項の営業費用に201万5,000円、2項の営業外費用に1万円を追加し、補正後の簡易水道事業費用の予算額を7,554万6,000円とするものでございます。

第3条の資本的収入及び支出の補正につきましては、予算第4条に定めた資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,744万6,000円を1,807万2,000円に、当年度分損益勘定留保資金1,744万6,000円を1,807万2,000円に改め、収入につきましては、第1款1項の企業債を40万円減額し、第7項の県補助金を11万4,000円減額し、補正後の簡易水道事業資本的収入の予算額を8,148万6,000円とするものでございます。

支出につきましては、第1款第3項の投資に11万2,000円を追加し、補正後の簡易水道事業資本的収入の予算額を9,955万8,000円とするものでございます。

第4条、企業債につきましては、簡易水道事業債及び過疎債の限度額をそれぞれ20万円減額し、補正後の予算額を2,080万円とするものでございます。また、利率につきましては、年3.0%以内から5.0%以内へとするものでございます。

第5条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費を職員給与費721万3,000円とするものでございます。

補正内容の詳細につきましては、予算書14ページをお願いいたします。まず、収益的収入でございます。1款2項1目1節の基金利息でございますが、利息額確定に伴います11万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、収益的支出でございます。1款1項1目22節修繕費でございます。昨年10月以降、少雨傾向が続く、特に1月は例年80ミリ程度の降雨量に対しまして3ミリと極端に少なく、河川の水位が低下し、水不足が発生している状況でございます。特に岩野地区につきましては、流入量の低下により断水する恐れがあるため、岩野地区第一水源の取水堰を改修し、多くの水量を確保するため100万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、2目17節委託料につきましては、緊急時における施設の故障や漏水調査等に対応する予算でございますが、1月の降雨不足により、岩野地区が断水する恐れがあったため、散水車を使用し、湯山川から取水した河川水を岩野浄水場へ直接流入する業務を行っております。2月中にも16日間の補充を行い、今後の見通しにつきましては向こう1月間は少雨予報であるため、今後、緊急時における対応予算として100万円の増額補正をお願いするものでございます。

なお、湯山地区の水源につきましては、祓川取水堰の上流部を改修し、水量が確保できたため、現在のところ通常どおりの水量を確保できております。また、江代

地区につきましては、地下水で賄っているため、現在のところ渇水の恐れはございません。

次に、4目5節の法定福利費につきましては、水道手人件費の補正をお願いするものでございます。

2項1目1節の企業債利息につきましては、起債の利子償還金として1万円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、資本的収入でございます。1款1項1目1節の簡易水道事業債及び3目1節のその他企業債、過疎債につきましては、湯山地区簡易水道施設測量設計業務委託の精算に伴いますもので、それぞれ20万円の減額補正と、7項1目県補助金につきましても同様に14万円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、資本的支出でございます。1項3目1節の基金積立金につきましては、簡易水道事業基金の利息を積立てるものでございまして、11万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。

以上、議案第24号 水上村簡易水道事業会計補正予算（第4号）の説明を終わります。

続きまして、19ページをお願いいたします。議案第25号 令和7年度水上村下水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

第1条、令和7年度水上村下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条、収益的収入及び支出の補正につきましては、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、収入につきましては、1款1項の営業収益を25万1,000円減額し、2項の営業外費用につきましては25万円を追加するものでございます。支出につきましては、1款1項の営業費用を15万1,000円減額し、2項の営業外費用に15万1,000円を追加するものでございます。

第3条の資本的収入及び支出の補正につきましては、予算第4条に定めた資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,989万3,000円を2,762万6,000円に、当年度分損益勘定留保資金2,989万3,000円を2,762万6,000円に改め、収入につきましては、第1款1項の企業債を210万円減額し、第2項の他会計出資金に365万2,000円を追加し、第6項の国庫補助金を515万2,000円減額し、補正後の下水道事業資本的収入の予算額を1億2,308万6,000円とするものでございます。

支出につきましては、第1款第1項の建設改良費を594万4,000円減額し、第3項の投資に7万7,000円を追加し、補正後の下水道事業資本的支出の予算額を1億5,071万2,000円とするものでございます。

第4条、企業債につきましては、下水道事業債を200万円減額し、補正後の予算額を2,410万円とし、資本平準化債につきましては、190万円を増額し、補正後の予算額を1,690万円とし、下水道事業債過疎債につきましては200万円減額し、補正後の予算額を2,410万円とするものでございます。また、利率につきましては、年3.0%以内から5.0%以内へとするものでございます。

補正予算の内容につきましては27ページをお願いいたします。補正予算（第2号）収支明細にて御説明申し上げます。

まず、特定環境保全公共下水道事業でございます。収益的収入、1款1項1目1節の下水道使用料につきましては、2項1目1節の利息額確定に伴います7万7,000円の増額と2項3目1節の国庫補助金につきましては、マンホール目視調査業務委託に伴うもので17万4,000円の増額により、財源が確保されたため、収支均衡の観点により、使用料収入について精査し、25万1,000円の減額補正でございます。

次に、資本的収入でございます。1款1項2目資本費平準化債につきましては、算出の結果、発行可能額が当初見込みを上回ったため、190万円の増額補正でございます。

次に、資本的支出でございます。1款1項4目1節の流域下水道建設負担金につきましては、実績に伴い44万4,000円の減額補正をお願いするものでございます。

3項1目1節の基金積立金につきましては、下水道事業基金の利息を積立てるため7万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、28ページをお願いします。農業集落排水事業でございます。収益的支出でございます。1款1項2目22節の修繕料につきましては、事業精算に伴います39万1,000円の減額と24節動力費につきましては、処理場の電気料不足により24万円の増額補正をお願いするものでございます。

2項1目1節の企業債利息につきましては、起債の利子償還金でございまして15万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。

資本的収入でございます。1款1項1目下水道事業債及び3目その他企業債、過疎債200万円の減額と3項1目国庫補助金515万2,000円の減額につきましては、湯山地区農業集落排水管路布設工事の精算に伴います減額補正でございます。

併せて、2項1目1節他会計出資金につきましては、企業債及び国庫補助金の減額により、財源不足が生じたため、一般会計より365万2,000円を繰り入れるための増額補正をお願いするものでございます。

資本的支出でございます。1款1項1目1節の工事請負費でございますが、湯山地区農業集落排水管路布設工事の精算に伴います550万円の減額補正でございます。

以上、議案第25号 水上村下水道事業会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

○議長（那須良策君） 説明を終わります。

一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

2番、杉野貴文君。

○2番（杉野貴文君） 33ページになりますが、スポーツ環境整備事業債7,900万円の補正が上程されておりますけども、先ほどの説明では、基準単価の変更とか、センサーの追加であるとか、野外通路、あと変圧器の増設とかそういった諸々の補正要件があがってきたと説明があったと思いますけども、建築工事に関しては、土木工事等に比べると確かに管理が難しいとは思いますが、しかしながら、この設計監理のほうも業者のほうに委託されておるわけで、今のタイミングで補正が必要なのか。

財源のほうは過疎債とふるさと応援基金を充当されておるようでございますけども、確か工事請負費のほうが約5億5,000万円ほどかかっていたと思いますけども、その15%ほどが補正であがってきておるようでございます。実際に工事が完了するのか、繰り越しは必要ないのか、そういったところ併せてお尋ねしたいと思えます。

○議長（那須良策君） 那須地方創生推進課長補佐。

○地方創生推進課課長補佐（那須裕平君） お答えいたします。

現在、工事のほうに入っておりますが、実際のところ入ってみてですね、何て言えばいいかな、学校から宿泊施設へ変えるというところで窓とかそういったところの変更等はございましたけれども、やはりちょっと変則的な形をしておりますので、実際追加のほうも発生しております。中にケーブルを通したり、そういったことをするときに屋根を開けてみたりしたときに、やはり見えないところでの雨漏りとかですね、そういったところも発生して、こまごまな追加工事のほうが発生しております。そういったところを積み上げていきますとこういった金額になってしまうというのが実情でございます。今回7,900万円の予算を計上させていただいておりますが、実際、これの起債の申請をするときに、実際このくらいで足りるだろうということで申請を上げさせてもらっているところでございますけれども、実際、2月の時点で全体像がですね、まだ積み上がっておりませんでしたので、実際のところこれよりも増額になるのは事実でございますが、予算残がございますので、そ

ういったところで対応させていただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（那須良策君） 2番、杉野貴文君。

○2番（杉野貴文君） 工事の進捗に関して、年度末に終了するのか、その辺の説明を併せてお願いします。

○議長（那須良策君） 那須地方創生推進課長補佐。

○地方創生推進課課長補佐（那須裕平君） この事業につきましては、繰り越しを想定しておりますので、一応終わるのが6月か7月を予定しております。

以上です。

○議長（那須良策君） 2番、杉野貴文君。

○2番（杉野貴文君） 施政方針にもありましたが、今年の8月にはオープンをするというようにお話でございましたので、それまでに滞りなく終わらして、グラウンドオープンを迎えることができますようによろしく願いいたします。

以上です。

○議長（那須良策君） ほかにありませんか。

7番、米本宗徳君。

○7番（米本宗徳君） はい、7番です。

合併処理浄化槽設置整備補助金についてお伺いします。これ利用者なしちゅうことで減額だという説明だったですかね。

○議長（那須良策君） 信國建設課長。

○建設課長（信國俊輔君） こちらにつきましては、当初予算で3件分を想定しておりましたけれども、申請がなかったということでゼロという補正でございます。

以上でございます。

○議長（那須良策君） 7番、米本宗徳君。

○7番（米本宗徳君） 下水道とか、あとは集落排水以外でこの合併浄化槽を利用すると思いますけれども、この合併浄化槽が必要な家って何軒くらいあるんですか。してないところで。

○議長（那須良策君） 信國建設課長。

○建設課長（信國俊輔君） はい、資料を持ってきておりませんので、後もって説明させていただきます。

○7番（米本宗徳君） はい。

○議長（那須良策君） ほかにありませんか。

質疑なしと認めます。質疑を終結します。

これより、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第21号 令和7年度水上村一般会計補正予算（第9号）について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ声あり〕

○議長（那須良策君） 討論なしと認めます。討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第21号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第22号 令和7年度水上村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ声あり〕

○議長（那須良策君） 討論なしと認めます。討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第22号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第23号 令和7年度水上村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ声あり〕

○議長（那須良策君） 討論なしと認めます。討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第23号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第24号 令和7年度水上村簡易水道事業会計補正予算（第4号）について、

討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 討論なしと認めます。討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方は、挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第24号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第25号 令和7年度水上村下水道事業会計補正予算（第2号）について、討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 討論なしと認めます。討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方、挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第25号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

お諮りします。日程第30 議案第26号から日程第36 議案第32号まで関連がありますので、一括して上程したいと思いますが、異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

一括して上程します。

-----○-----

日程第30 議案第26号 令和8年度水上村一般会計予算

日程第31 議案第27号 令和8年度水上村国民健康保険特別会計（事業勘定）予算

日程第32 議案第28号 令和8年度水上村国民健康保険特別会計（直診勘定）予算

日程第33 議案第29号 令和8年度水上村介護保険特別会計予算

日程第34 議案第30号 令和8年度水上村後期高齢者医療特別会計予算

日程第35 議案第31号 令和8年度水上村簡易水道事業会計予算

日程第36 議案第32号 令和8年度水上村下水道事業会計予算

○議長（那須良策君） 議案第26号 令和8年度水上村一般会計予算、議案第27号 令和8年度水上村国民健康保険特別会計（事業勘定）予算、議案第28号 令和8年度水上村国民健康保険特別会計（直診勘定）予算、議案第29号 令和8年度水上村介護保険特別会計予算、議案第30号 令和8年度水上村後期高齢者医療特別会計予算、議案第31号 令和8年度水上村簡易水道事業会計予算、議案第32号 令和8年度水上村下水道事業会計予算を議題といたします。

まず、総務課長より総括した説明を求めます。田代総務課長。

○総務課長（田代浩章君） それでは、⑦令和8年度当初予算書5ページをお願いいたします。

議案第26号 令和8年度水上村一般会計予算につきまして、総括した説明を行います。

令和8年度水上村一般会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算で、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ60億5,400万円と定めるものとございます。

また、第2条におきまして、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債によるものとございます。

第3条では、債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、第3表債務負担行為によるものとございます。

第4条では、一時借入金の借入れ最高限度額を1億5,000万円と定めるものとございます。

最後に、第5条で、歳出予算の各項の経費の金額を流用できる場合として、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額が過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用を定めるものとございます。

開けていただきまして、第1表歳入歳出予算でございます。

こちら村長の施政方針でもございましたように、1款村税につきましては、前年度に比して1.80%の微減として予算計上いたしてございます。

次に、歳入において4分の1の割合を占めますのが下から4段目になります11款地方交付税でございます。こちらも村長の施政方針でもございましたように、国の地方財政計画の一般財源総額67.5兆円のうち、地方交付税総額については、前年度1.2兆円上回る20.2兆円となっております。本村においては、県の積算システムで算出し、昨年度の実績を鑑みて普通交付税を15億円、加えて、地域おこし協力隊に措置される特別交付税として、当初予算ベースで5人分の2,263

万4,000円、合わせて昨年比240万7,000円減の15億2,263万4,000円を計上いたしてございます。

次に、7ページ、15款の国庫支出金、2項国庫補助金でございますが、本年度12億4,114万2,000円を計上しておりまして、昨年度に比して3億3,292万7,000円の減となっておりますが、こちらは2年災から6年災までの林道施設災害復旧事業費補助金、合わせて3億3,150万円の減が主な要因でございます。

次に、中ほどの18款寄附金でございますが、本年度6億4,000円を計上しており、昨年度に比して1億1,000円の増となっておりますが、こちらはふるさと寄附金1億円の増が主な要因でございます。

次の19款繰入金、基金繰入金でございますが、本年度6億8,956万円を計上しており、昨年度に比して1億8,395万3,000円の増となっております。こちらはふるさと応援基金繰入金4,928万円と森林環境譲与税基金繰入金3,187万5,000円の増が主な要因でございます。

最後の22款村債につきましては、本年度8億8,620万円を計上しておりまして、昨年度と比して6,580万円の増となっております。こちらはスポーツ環境整備事業債の1億1,520万円の増が主な要因でございます。本年度の歳入予算総額60億5,400万円でありまして、昨年度に比して2,600万円の減、比率にして0.43%の減となっております。

8ページお願いいたします。歳出でございますが、こちらについては各課の審議において所管課長より御説明を申し上げますが、増減が大きいものにつきまして御説明を申し上げます。

まず、2款の総務費、8項の地方創生推進費でございますが、本年度20億8,730万6,000円を計上しており、昨年度に比して1億9,798万7,000円の増となっております。こちらはふるさと寄附金事業での6,180万3,000円、スポーツ環境整備事業費での1億470万円の増が主な要因でございます。

次に、中段の6款農林水産業費、2項林業費では、1億7,785万6,000円を計上しており、昨年度に比して5,194万2,000円の減となっております。こちらは林道の橋梁長寿命化改築事業8,300万円の減が主な要因でございます。

次に、下段の8款土木費、2項道路橋梁費でございますが、1億5,062万円を計上しており、昨年度に比して5,436万2,000円の減となっております。こちらは村道岩野横断線道路改良工事7,800万円の減が主な要因でございます。

次に、9ページの上段でございます。11款災害復旧費、農林水産業施設災害復旧費でございますが、本年度は、昨年度に比して3億3,250万円減の4億30

0万4,000円を計上いたしてございます。

歳出につきましても、歳入同様予算総額60億5,400万円でございます。

10ページをお願いいたします。第2表地方債でございます。本年度は合計で9件、8億8,620万円を計上してございまして、昨年度と比して6,580万円の増となっております。増の要因といたしましては、2段目のスポーツ環境整備事業債の1億1,520万円の増、減の要因としては、3段目、農業農村整備事業債の5,220万円の減、合わせまして6,300万円の増が主な要因でございます。

12ページをお願いいたします。第3表債務負担行為でございますが、債務を負担する行為といたしましては3件ございまして、1つ目が庶務管理費の人吉・球磨スマートインターチェンジ協議会負担金でございまして、令和9年度から令和16年度まで総額629万7,000円を限度とするものでございます。

13ページをお願いいたします。2つ目が生涯スポーツ推進事業費、生涯スポーツ施設サクラヴィレッジ指定管理料として令和9年度680万円、3つ目が観光施設管理費、市房山キャンプ場指定管理料として令和9年度400万円を限度とするものでございます。

次に、資料の⑨4ページをお願いいたします。歳入歳出の円グラフでございます。

まず、左のグラフを見ていただきますと、歳入予算の構成比率につきましては、地方交付税が25.15%、国庫支出金が22.20%、村債が14.64%の順となっております。村税などの自主財源につきましては、中円の左上、32.71%となっております。

次に、右上のグラフの歳出の性質別では、普通建設事業費29.76%、物件費が15.78%、補助費等が14.64%、ついで人件費が11%の順となっておりまして、右下の款別の比較では、総務費が49.53%で約半分、民生費が9.03%、公債費が7.87%の順となっております。

以上、簡単でございますが、一般会計当初予算についての総括した説明とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（那須良策君） 説明を終わります。

お諮りします。本件については、議長を除く7人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思いますが、異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件については、議長を除く7人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査を行うよう決定いたしました。

ここで、委員長及び副委員長選出のため、暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後4時10分

再開 午後4時15分

-----○-----

○議長（那須良策君） 休憩中の会議を再開します。

第1回目の委員会が開催され、委員長、副委員長が選任されましたので、事務局長に報告させます。

○議会事務局長（江崎邦臣君） それでは、報告いたします。

委員長に、4番、杉野久志議員、副委員長に、3番、小川恵議員でございます。以上、報告申し上げます。

○議長（那須良策君） ここで、委員長の挨拶をお願いいたします。

委員長、杉野久志君。

○予算審査特別委員会委員長（杉野久志君） 先ほど第1回委員会におきまして、委員長に選出いただきました杉野でございます。当初予算の審査にあたっては、委員会の円滑な進行と運営を心掛け、委員長としての責務を果たす所存です。しっかりと審査してまいりたいと存じますので、議員各位の御協力をよろしくお願い申し上げ、就任の挨拶といたします。

○議長（那須良策君） 委員長の挨拶を終わります。

お諮りします。本日の会議をこれで延会したいと思いますが、異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

予算審査特別委員会開催のため、17日まで休会としたいと思いますが、異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

次の会議は18日午後1時30分といたします。

本日の会議はこれで延会します。

-----○-----

延会 午後4時17分

水上村議会定例会会議録

令和8年3月18日（水）開会

水上村議会

令和8年第1回水上村議会定例会会議録（第2日）

令和8年3月18日

午後1時30分開議

於 議 場

1. 議事日程

- 日程第 1 議案第26号 令和8年度水上村一般会計予算
日程第 2 議案第27号 令和8年度水上村国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
日程第 3 議案第28号 令和8年度水上村国民健康保険特別会計（直診勘定）予算
日程第 4 議案第29号 令和8年度水上村介護保険特別会計予算
日程第 5 議案第30号 令和8年度水上村後期高齢者医療特別会計予算
日程第 6 議案第31号 令和8年度水上村簡易水道事業会計予算
日程第 7 議案第32号 令和8年度水上村下水道事業会計予算
日程第 8 議案第33号 水上村スポーツサイエンス施設条例の制定について
日程第 9 議案第34号 工事請負変更契約の締結について（旧湯山小学校改築工事）
日程第10 議員派遣の件について
日程第11 継続審査申出書について

2. 出席議員は次のとおりである（8名）

- | | |
|--------------|--------------|
| 1番 成 尾 和 英 君 | 2番 杉 野 貴 文 君 |
| 3番 小 川 恵 君 | 4番 杉 野 久 志 君 |
| 5番 山 崎 隆 浩 君 | 6番 荒 嶽 晋 君 |
| 7番 米 本 宗 徳 君 | 8番 那 須 良 策 君 |

3. 欠席議員（0名）

4. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長 江 崎 邦 臣 君 総務課課長補佐 加 藤 康 君

5. 地方自治法第121条第1項の規定により事件説明のため出席した者の職氏名（9名）

村 長 中 嶽 弘 継 君 教 育 長 原 崇 君

総務課長	田代浩章君	会計管理者	堤田江美子君
保健福祉課長	西本克幸君	税務住民課長	堤田江美子君
産業振興課長	田代浩幸君	建設課長	信國俊輔君
教育課長	幸野一樹君	地方創生推進課課長補佐	那須裕平君

開議 午後 1 時 3 0 分

-----○-----

○議長（那須良策君） こんにちは。

全員おそろいでございます。延会しておりました会議を開会いたします。

これより会議を開きます。

日程第 1 議案第 2 6 号から日程第 7 議案第 3 2 号について、委員会に付託しておりました議案の審査が終了しておりますので、委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、杉野久志君。

○予算審査特別委員会委員長（杉野久志君） それでは、3 月 1 0 日の本会議において予算審査特別委員会に付託を受けました令和 8 年度水上村一般会計、4 つの特別会計及び 2 つの公営企業会計に係る予算審査につきまして、3 月 1 1 日、1 2 日の 2 日間、課ごとに審査を行いましたので、その結果について御報告いたします。

最初に総務課関係でございます。

消防費では、令和 8 年 4 月 1 日から消防団の組織再編が行われ、これまでの 2 分団 1 4 班体制から 2 分団 5 部体制になり、懸念しておりました分団運営に必要な助成金においても大幅に見直しが行われ、団員報酬も直接支給に切り替えるなど処遇改善についても図られております。今後は団員の高齢化が心配されることから、引き続き団員確保に努めるよう意見がございました。

村内主要施設に設置されている A E D について、いざという時にどこに設置されているか頭が回らず、対応に遅れを生じることもあることから、あらかじめ設置場所や管理方法等を住民に周知するとともに、使用方法についての講習会を実施するとの意見がございました。

公債費償還のピークについての質疑に対し、現段階での元利償還金のピークは令和 5 年度で、起債残高も令和 7 年度借入額を加味しない場合、2 8 億 7, 0 0 0 万円程度となるが、令和 7 年度と令和 8 年度に実施するスポーツ環境整備事業費が総額で約 3 0 億円となることから、過疎債を借入した場合、1 2 年の償還年限で、3 年後に元利償還が発生するため、事業が終わって 3 年後に元利償還金のピークが再来するとの答弁がありました。今後も実質公債比率等の財政指標を確認しながら、安定した財政運営を図られるよう意見がございました。

続きまして、保健福祉課関係でございます。

ごみ収集業務において、夏場における燃えるごみの収集日を週 2 日にするなど住民の利便性と衛生環境の向上が図られております。その中で、ごみ袋の製造に関し、他町村と共同で行うことにより 1 枚当たりの製造単価を抑え、今より安価に提供することができるのではないかと提案に対し、他町村の意向を伺いながら検討して

いきたいとの答弁がございました。

人間ドック補助金を国保特別会計から一般会計へ予算を組み替えた理由についての質疑に対し、これまでは基本健診のみ国保特別会計に予算計上していたが、令和8年度から住民全体の疾病予防事業として一般会計に組み替え、国保加入者と後期高齢者の補助上限額を撤廃しながら、受診率の向上に努めていくとの答弁がございました。

介護予防活動や健康支援事業では、役場各課、その他関係機関等が横断的に連携することで、旧湯山小学校を活用したスポーツサイエンス事業を始め、様々な事業とのタイアップに取り組んでもらいたいとの意見がございました。

続きまして、税務住民課関係でございます。

固定資産税における小規模住宅用地軽減措置の適用を受けている土地について、家屋解体後にその適用が外れることによる税額への影響などについての質疑に対し、村内の実例を挙げて答弁がございました。

続きまして、産業振興課関係でございます。

有害鳥獣保護の手続きについて、本村においては写真や尾尻等の提出により捕獲確認をしているところでございますが、委員から人吉市におけるアプリ活用の事例を紹介され、手続きの簡略化による捕獲隊の負担軽減の観点から本村にも導入を検討してはどうかとの意見がございました。

商工会商品券発行事業について、令和8年度物価高騰を鑑みプレミア率30%、1人当たりの購入限度額を2万円で実施するとのことでございますが、広く村民に使っていただけるような事業となるよう意見がございました。

続きまして、建設課関係でございます。

令和7年度に制定されました水道凍結防止水栓設置費補助制度について、引き続き設置率の向上を図るため予算化されております。令和7年度の実績を踏まえ、凍結破損による水道管修繕の負担軽減を図るため、設置率向上に向けた周知方法の検討について意見がございました。

住宅費では、今後の維持管理計画についての質疑に対し、建築年数や耐用年数、入居状況など総合的に判断し、収入制限がない一般住宅への用途変更や、払い下げ、解体など入居状況や住宅のタイプに応じた管理計画を検討するとの答弁がございました。

続きまして、地方創生推進課関係でございます。

台湾水上郷姉妹都市構想アドバイザー報償費の内容についての質疑に対し、水上村と同じ地域名の水上郷と姉妹都市協定を結ぶための架け橋役として、台湾出身で人吉市在住の方とアドバイザー契約を結ぶとの答弁がございました。

スポーツ環境整備費の財源について、ふるさと寄附金は恒久財源ではないことから、施設の維持管理等への充当は慎重に判断していただきたいという意見に対し、多方面へのさらなる営業強化、施設のブランディングに注力し、寄附金に頼ることなく運営できるような体制を整えていくとの答弁がございました。

危険空き家等の除却を推進するため、危険空き家等除却推進事業補助金の補助上限の引き上げや固定資産税の特例措置を検討すべきではとの意見に対し、所有者の声に耳を傾け、他自治体の状況を調査のうえ検討するとの答弁がございました。

最後に教育課関係でございます。

各種大会出場報償費について、現在の支給要綱では高校生を除くとはございますが、対象に含めることはできないのかと質疑に対し、支給要綱作成時には高校等は学校で負担されていたので含めていないとの答弁がございました。現在は高校からその負担は出ていないと聞いているとの委員からの発言に対し、教育委員会で調査を行い、その結果を踏まえて検討したいとの答弁がございました。

I C T教育やA Iを活用した英語教育に取り組まれています、水上学園の児童生徒に対するスマートフォン等の活用方法についても指導に力を入れていくべきとの意見に対し、学校教育だけではなく、社会教育の面からもさらに力を入れていきたいとの答弁がございました。

子ども会育成会活動助成金について、子どもが減少していく中、それぞれの子どもの会の置かれている状況は異なると思うが、その活動が窮屈にならないように対応していただきたいとの意見がございました。

課ごとの審査を終えた後、各会計当初予算案を一括して採決した結果、全員賛成にて可決すべきものと決定しました。

以上、令和8年度各会計予算の審査内容を御報告申し上げます。

今回、予算審査特別委員会の委員長として議事を円滑に進行することができたことにつきましては、委員並びに執行部の皆様の御協力があったこそであり、心から感謝申し上げます。予算審査特別委員会に付託された案件の委員長報告を終わります。

令和8年3月18日。予算審査特別委員会委員長、杉野久志。

○議長（那須良策君） 委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。なお、質疑の内容によっては、執行部より答弁いただくことがございますので、御承認いただきたいと存じます。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、議案ごとに採決を行います。

議案第26号 令和8年度水上村一般会計予算について、本件を可決することに賛成の方は、挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第26号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第27号 令和8年度水上村国民健康保険特別会計（事業勘定）予算について、本件を可決することに賛成の方、挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第27号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第28号 令和8年度水上村国民健康保険特別会計（直診勘定）予算について、本件を可決することに賛成の方、挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第28号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第29号 令和8年度水上村介護保険特別会計予算について、本件を可決することに賛成の方、挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第29号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第30号 令和8年度水上村後期高齢者医療特別会計予算について、本件を可決することに賛成の方、挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第30号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第31号 令和8年度水上村簡易水道事業会計予算について、本件を可決することに賛成の方、挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第31号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第32号 令和8年度水上村下水道事業会計予算について、本件を可決することに賛成の方、挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第32号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第8 議案第33号 水上村スポーツサイエンス施設条例の制定について

○議長（那須良策君） 日程第8 議案第33号 水上村スポーツサイエンス施設条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。那須地方創生推進課長補佐。

○地方創生推進課課長補佐（那須裕平君） 議案書追加提案につきまして、2ページ目をお願いいたします。それでは、議案第33号 水上村スポーツサイエンス施設条例の制定について御説明を申し上げます。

水上村スポーツサイエンス施設条例の制定について、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございますが、水上村スポーツサイエンス施設条例を制定するにあたり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

次のページ、3ページから6ページにかけまして、水上村サイエンス施設条例の制定分でございます。

3ページ目をお願いいたします。令和7年7月から着手しております旧湯山小学校改修工事の竣工を見据えて、水上村スポーツサイエンス施設として設置する条例でございます。

第1条で、交流人口の増加による地域振興、地方創生の推進を図るとともに、住民の体力向上、地域のコミュニティ形成に資するため、水上村スポーツサイエンス施設を設置するものでございます。

第2条では、名称及び位置は、別表第1に定め、こちらにつきましては、後ほど御説明いたします。

第3条では、施設の利用期間を通年と制定し、第4条では、利用時間を別表2に定めております。こちらについても後ほど御説明いたします。

第5条では、管理及び運営では、常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も効果的に運営しなければならない。

第6条では、利用許可、あらかじめ村長の許可を受けなければならない。

第7条では、禁止行為として、（1）指定の場所以外での喫煙、または飲食する

こと。(2) 指定区域以外の場所に車両等を乗り入れ、または駐車すること。(3) 正当な理由なく、他の姿態を撮影し、または撮影しようとして写真機その他の撮影をする機能を有する機器を人に向け、もしくは設置すること。(4) 前3号に掲げるもののほか、施設の管理上支障があると村長が認める行為と定めております。

第8条では、利用許可の制限で、(1) 公の秩序または善良な風俗を乱す恐れがあるとき、(2) 集団的に、または常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められたとき、(3) 施設を損傷し、または滅失するおそれがあると認められたとき、(4) 施設の管理上支障があるとき、(5) その他施設の利用を不相当と認めるときまでの施設の利用の許可をしないことができるものの制定をしております。

第9条では、使用料は、別表3に定めており、後ほど御説明いたします。

第10条では、使用料の減免として、特別の事情があると村長が認めるときは、使用料を減免し、または免除できる制定としております。

第11条では、使用料の不還付として、特別な理由がない場合は、既に収めた利用料は還付しないとの規定をしております。

第12条では、目的外利用、利用譲渡の禁止として、施設を第6条に規定する利用の許可を受けた目的以外の目的に利用し、またはその利用の権利を譲渡し、もしくは転貸してはならないと設定しております。

第13条では、利用の制限として、(1) この条例または規則に違反したとき、(2) 第7条及び第8条の規定に該当することが判明したとき、(3) 前2号に掲げるもののほか、公用または施設の管理上支障のあるときまでの利用の許可を取り消しし、または利用を停止し、もしくは制限することができると制定しております。

第14条では、原状回復義務、第15条では、損害賠償など、第16条では、指定管理による管理、第17条では、指定管理による利用料金の収集などの制定、第18条では、委任事項を定めるもので、今回の制定にあたり、基本的な設置条文で制定することとしており、特別なものは含んでいないものでございます。

附則の施行期日につきましては、規則で定める日から施行するとし、オープン前に施行期日を定める予定としております。

また、準備行為として、指定管理の募集、決定を行い、竣工後、速やかにオープンを迎えられるよう必要な準備行為はこの条例の施行日前において行うことができると定めております。

続きまして、別表の説明を行います。

まず、第2条の規定にしております別表第1では、名称と位置について定めております。名称は、水上村スポーツサイエンス施設、位置は、水上村大字湯山412

番地としております。

次に、第4条に規定しております別表第2につきましては、部屋ごとの利用時間を定めております。スポーツサイエンスルーム及びリカバリールームの利用時間は、午前8時から午後5時まで、食堂風呂を含む宿泊施設については、午前8時から翌午前10時までとしております。

第9条、第17条関係での利用料につきましては、別表3に規定しております。

スポーツサイエンスルームにつきましては、村内の方及び村内宿泊者は1回につき2,000円、村外の方につきましては1回につき3,000円としております。リカバリールームにつきましては、村内の方及び村内宿泊者は1回につき1,000円、村外の方につきましては1回につき1,500円としております。最後に、宿泊施設については、1泊3食1万円としております。

以上で説明を終わります。慎重審議よろしく願いいたします。

○議長（那須良策君） 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ありませんか。

○議長（那須良策君） 6番、荒嶽晋君。

○6番（荒嶽 晋君） 6番、荒嶽です。

9条の2項と10条についてお伺いします。

9条の2項において、使用料に関してですが、村長が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。また、10条においては、特別の理由があると認めた場合、使用料を減額し、または免除することができる。こういうのを、この特別の事情とか、特別な理由ってというのはどういうことが考えられますか。

○議長（那須良策君） 那須地方創生推進課長補佐。

○地方創生推進課課長補佐（那須裕平君） 現在のところですね、これといった回答はできないんですけども、例えば、熊本保健科学大学が研究として住民対象としたデータを取る、そういった場合だったり、ほかの大学の研究機関と共同として何かを行う場合のときは、減免をしないといけないのかなというところで掲載しております。

○議長（那須良策君） 6番、荒嶽晋君。

○6番（荒嶽 晋君） はい、具体的な事例はまだ想定してないということですが、やはりある程度ちゃんとした文書として規約じゃないですけど、それを制限をですね、決めといたほうが誤解を生まないかなと思いますので、研究機関、例えば、利益を生まないような研究機関とかですね、当然そういうところに利用してもらって水上村のこういう施設を公に広げていただくのも別の意味では広報活動としての役目を果たすということで利用いただきたいという考えもあります。そこでお金が絡んだ

りするのをちょっと防ぐために、やはりある程度のことは文書にしておいたほうがいいのではないかと思いますので、これから先ですね、始まるまでには皆さんと話し合っていて、そういうところを練り上げていただければと思います。
以上です。

○議長（那須良策君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 討論なしと認めます。討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方は、挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第33号 水上村スポーツサイエンス施設条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第9 議案第34号 工事請負変更契約の締結について（旧湯山小学校改築工事）

○議長（那須良策君） 日程第9 議案第34号 工事請負変更契約の締結について（旧湯山小学校改築工事）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。那須地方創生推進課長補佐。

○地方創生推進課課長補佐（那須裕平君） 続きまして、議案書7ページ目をお願いいたします。

議案第34号 工事請負変更契約の締結につきまして御説明申し上げます。

旧湯山小学校改築工事契約につきまして、下記のとおり変更するにあたり議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としましては、請負金額を変更するにつき、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

令和7年7月2日の臨時議会におきまして、当初請負契約の議決いただき、今回、第1回変更契約を締結をお願いするものでございます。変更前請負金額が5億567万円、変更後請負金額が6億476万1,761円となり、9,909万1,761円の増額変更をお願いするものでございます。今回、第1回目の変更契約の議決

をお願いします建築工事は、株式会社速永工務店が受注施工している工事でございます。

本工事の工事内容につきましては、旧湯山小学校校舎をスポーツサイエンス事業、食育事業、健康睡眠事業の拠点として整備改修するものでございます。

今回の変更につきましては、学校施設から簡易宿泊所への用途変更に伴い、建築基準法の改定により、既存のままだけでは排煙機能を満足することができず、排煙窓の追加が必要となったことによる変更や機械や機械を稼働するための供給先の電力不足による増設、データ解析を行う赤外線カメラ等のケーブルを通す床の棚上げ、中庭に車両スロープを設置する変更、現行基準の変圧器の製造中止に伴う高圧充電設備変圧器の増設、バルクタンクの屋外新設等の変更につきまして、今回増額変更するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議よろしくお願いいたします。

○議長（那須良策君） 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 討論なしと認めます。討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方、挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第34号 工事請負変更契約の締結について（旧湯山小学校改築工事）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第10 議員派遣の件について

○議長（那須良策君） 日程第10 議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りします。議員派遣については、会議規則第129条の規定により、配付資料⑬のとおり、決定したいと思いますが、異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

議員派遣については、配付のとおり決定いたしました。

もう一つお諮りします。議員派遣の中止または派遣内容の一部に変更が生じた場合の措置は、議長に一任し、議会の議決事項として行うことにしたいと思いますが、異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

議員派遣の中止または派遣内容の一部に変更が生じたときの措置は、議長に一任し、議会の議決事項として行うことに決定いたしました。

-----○-----

日程第 1 1 継続審査申出書について

○議長（那須良策君） 日程第 1 1 継続審査申出書についてを議題といたします。

配付資料⑭のとおり、各委員会から閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りします。申し出のとおり、継続調査としたいと思いますが、異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

各委員会から提出されておりました閉会中の継続調査申出については、申し出のとおり、継続調査することに決定いたしました。

各委員会におかれましては、閉会中といえども調査いただきますよう、お願いいたします。

お諮りします。水上村議会委員会条例に基づく各常任委員会の所管事項について審議事件が生じたときは、各常任委員会に付託することにしたと思いますが、異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

各常任委員会におかれましては、審議事件が生じたときは、閉会中といえども審議をお願いいたします。

お諮りします。本定例会に付託された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第 7 条の規定によって、本日で閉会したいと思います、異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

令和8年第1回水上村議会定例会を閉会いたします。

-----○-----

閉会 午後2時02分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

水上村議会議長

署名議員

署名議員

水上村議会会議録
令和8年第1回定例会

令和8年3月発行

発行人 水上村議会議長 那須良策

編集人 水上村議会事務局長 江崎邦臣

作成 株式会社 アクセス

電話(096)372-1010

~~~~~  
水上村議会事務局

〒868-0701 球磨郡水上村岩野90番地

電話(0966)44-0319